工　事　設　計　書　等

工事設計書等のダウンロードにあたって

　知り得た情報は、関東地方整備局以外の者の権利を含む場合があるため、ダウンロードを行った個人又は法人における１次利用に限るものとし、有償無償に関わらず「第三者への提供行為※」を行わないでください。

※「他の第三者への提供行為」・・・PDFデータのまま、あるいは、紙に出力して等の手段に関わらず、ダウンロードを行った個人又は法人以外の他者による２次利用につながる一切の行為を指します。

国土交通省　関東地方整備局
京浜河川事務所

鏡

１．工事名

工事名	Ｒ７鶴見川左岸菅沢町地盤改良工事
工事地名	神奈川県横浜市鶴見区菅沢町地先

２．工事内容

１）	発注年月	令和 8年 2月	１２）	設 計 年 月	令和 8年 2月
２）	事務所名	京浜河川事務所　工務課	１３）	機械損料一括補正	0　　労務費一括割増　　0%
３）	工事番号	2025040027	１４）	単価適用年月	2026年 4月
４）	契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	１５）	歩掛適用年月	2026年 4月
５）	変更回数	0回	１６）	前請負工事費	0
６）	主 工 種	海岸工事	１７）	前請負代金額	0
７）	工 事 量		１８）	調 整 区 分	0
８）	工　　期	284日間　自　令和 8年 5月19日	１９）	共通仮設費対象額	
		（当初）　至　令和 9年 2月26日	２０）	現場管理費対象額	
		（ 0回変更）　至　年 月 日	２１）	一般管理費等対象額	
９）	施 工 県	神奈川県	２２）	処 分 費 等	16,790,720
１０）	地　　区	横浜地区	２３）	公 告 日	令和 8年 3月17日
１１）	河川・路線	鶴見川本川	２４）	入 札 締 切 日	年 月 日

３．予算科目

1)　予算科目：	2)　目：	3)　目の細分：	4)　事業名：

設計内訳書

工事名	Ｒ７鶴見川左岸菅沢町地盤改良工事	（当　初）	事業区分	海岸整備
			工事区分	堤防･護岸

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
堤防･護岸		式	1		107,195,533			
地盤改良工		式	1		90,802,200			
固結工		式	1		90,802,200			
高圧噴射攪拌（排泥式）	φ3.5m 改良長9.4m 削孔長11.0m	本	6	2,563,000	15,378,000			単-1号
高圧噴射攪拌（排泥式）	φ3.5m 改良長9.4m 削孔長11.4m	本	8	2,564,000	20,512,000			単-2号
高圧噴射攪拌（排泥式）	φ3.5m 改良長9.4m 削孔長9.6m	本	2	2,509,000	5,018,000			単-3号
高圧噴射攪拌（排泥式）	φ3.5m 改良長8.5m 削孔長9.2m	本	6	2,334,000	14,004,000			単-4号
注入設備据付・解体		式	1		1,916,000			内-1号
汚泥運搬･処分		m3	1,460	23,270	33,974,200			単-5号
矢板工		式	1		8,230,645			
作業土工		式	1		119,534			
床掘り	土砂	式	1		5,242			内-2号

設計内訳書

工事名	Ｒ７鶴見川左岸菅沢町地盤改良工事	（当　初）	事業区分	海岸整備
			工事区分	堤防･護岸

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
埋戻し	土砂	式	1		43,840			内-3号
積込(ﾙｰｽﾞ)	土砂 土量50,000m3未満	式	1		7,680			内-4号
土砂等運搬 現場～仮置場	土砂(岩塊･玉石混り土含む)	式	1		24,020			内-5号
土砂等運搬 仮置場～現場	土砂(岩塊･玉石混り土含む)	式	1		36,030			内-6号
整地	残土受入れ地での処理	式	1		2,722			内-7号
矢板工		式	1		7,557,200			
逸泥防止用鋼矢板	10H型 L=11.5m	枚	32	232,100	7,427,200			単-6号
油圧式杭圧入引抜機据付･解体		式	1		130,000			内-8号
矢板撤去工		式	1		553,911			
鋼矢板撤去	10H型 切断含む	枚	32	15,410	493,120			単-7号
現場発生品運搬	鋼矢板	式	1		60,791			内-9号
光ｹｰﾌﾞﾙ工		式	1		1,446,772			

設計内訳書

工事名	Ｒ７鶴見川左岸菅沢町地盤改良工事	（当　初）	事業区分	海岸整備
			工事区分	堤防･護岸

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
作業土工		式	1		53,525			
床掘り	土砂	式	1		12,350			内-10号
埋戻し	土砂	式	1		22,235			内-11号
積込(ﾙｰｽﾞ)	土砂 土量50,000m3未満	式	1		1,280			内-12号
土砂等運搬 現場～仮置場	土砂(岩塊･玉石混り土含む)	式	1		10,975			内-13号
土砂等運搬 仮置場～現場	土砂(岩塊･玉石混り土含む)	式	1		6,005			内-14号
整地	残土受入れ地での処理	式	1		680			内-15号
光ｹｰﾌﾞﾙ撤去工		式	1		140,623			
光地中配線撤去	SM 100C 4心ﾃｰﾌﾟｽﾛｯﾄ型	m	284	449.9	127,771			単-8号
配管撤去	FEP 管径 80mm 4条	m	20	642.6	12,852			単-9号
光ｹｰﾌﾞﾙ仮設工		式	1		840,686			
配管設置(ころがし)	FEP 管径 80mm 1条	式	1		205,711			内-16号

設計内訳書

工事名	Ｒ７鶴見川左岸菅沢町地盤改良工事	（当　初）	事業区分	海岸整備
			工事区分	堤防･護岸

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
光地中配線 支給品	SM 100C 4心ﾃｰﾌﾟｽﾛｯﾄ型	式	1		132,270			内-17号
光ｹｰﾌﾞﾙ接続	SM 100C 4心ﾃｰﾌﾟｽﾛｯﾄ(25ﾃｰﾌﾟ)	式	1		165,740			内-18号
光ｹｰﾌﾞﾙ試験	接続損失 SM 100C	式	1		96,680			内-19号
光ｹｰﾌﾞﾙ試験	伝送損失 SM 100C	式	1		60,770			内-20号
光地中配線撤去	SM 100C 4心ﾃｰﾌﾟｽﾛｯﾄ型	式	1		132,270			内-21号
配管撤去(ころがし)	FEP 1条 管径 80mm	式	1		47,245			内-22号
光ｹｰﾌﾞﾙ敷設工		式	1		411,187			
配管設置(埋設部) 再使用	FEP 管径 80mm 4条	m	20	464.2	9,284			単-10号
埋設標識ｼｰﾄ敷設	W=600 2倍	m	20	914.6	18,292			単-11号
配管付属品		式	1		15,520			内-23号
光地中配線	SM 100C 4心ﾃｰﾌﾟｽﾛｯﾄ	m	284	449.9	127,771			単-12号
光ｹｰﾌﾞﾙ接続	SM 100C 4心ﾃｰﾌﾟｽﾛｯﾄ(25ﾃｰﾌﾟ)	箇所	1	82,870	82,870			単-13号

設計内訳書

工事名	Ｒ７鶴見川左岸菅沢町地盤改良工事	（当　初）	事業区分	海岸整備
			工事区分	堤防･護岸

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
光ｹｰﾌﾞﾙ試験	接続損失 SM 100C	対向	1	96,680	96,680			単-14号
光ｹｰﾌﾞﾙ試験	伝送損失 SM 100C	方向	1	60,770	60,770			単-15号
運搬処理工		式	1		751			
現場発生品運搬	光ｹｰﾌﾞﾙ	式	1		751			内-24号
構造物撤去工		式	1		273,679			
構造物取壊し工		式	1		272,580			
ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物取壊し 無筋構造物	Co削孔 φ300 H=480	箇所	2	59,190	118,380			単-16号
ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物取壊し 無筋構造物	Co削孔 φ300 H=150	箇所	6	25,700	154,200			単-17号
運搬処理工		式	1		1,099			
殻運搬	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	m3	0.1	3,798	379			単-18号
殻処分	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	t	0.3	2,400	720			単-19号
復旧工		式	1		34,410			

設計内訳書

工事名	Ｒ７鶴見川左岸菅沢町地盤改良工事	（当　初）	事業区分	海岸整備
			工事区分	堤防･護岸

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
ｺﾝｸﾘｰﾄ復旧工		式	1		34,410			
無収縮ﾓﾙﾀﾙ	ｾﾒﾝﾄ系無収縮ﾓﾙﾀﾙ 24N/mm2以上	式	1		34,410			内-25号
仮設工		式	1		6,407,827			
仮橋･仮桟橋工		式	1		4,336,131			
仮設架台	ｽﾗｲﾄﾞ式架台	式	1		4,336,131			内-26号
防護施設工		式	1		774,256			
仮囲い	H=3.0m	式	1		774,256			内-27号
交通管理工		式	1		1,297,440			
交通誘導警備員		式	1		1,297,440			内-28号
直接工事費		式	1		107,195,533			
共通仮設費		式	1		43,917,824			
共通仮設費		式	1		35,715,824			

設計内訳書

工事名	Ｒ７鶴見川左岸菅沢町地盤改良工事	（当　初）	事業区分	海岸整備
			工事区分	堤防･護岸

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
運搬費		式	1		557,424			
仮設材運搬費		式	1		557,424			内-29号
事業損失防止施設費		式	1		23,660,000			
家屋調査費		式	1		23,660,000			内-30号
技術管理費		式	1		9,811,400			
地質調査費		式	1		9,710,000			内-31号
六価ｸﾛﾑ溶出試験費		式	1		101,400			内-32号
現場環境改善費（率計上）		式	1		1,687,000			
共通仮設費（率計上）		式	1		8,202,000			
純工事費		式	1		151,113,357			
現場管理費		式	1		26,737,000			
工事原価		式	1		177,850,357			

設計内訳書

工事名	Ｒ７鶴見川左岸菅沢町地盤改良工事	（当　初）	事業区分	海岸整備
			工事区分	堤防･護岸

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
一般管理費等		式	1		23,239,643			
工事価格		式	1		201,090,000			
消費税相当額		式	1		20,109,000			
工事費計		式	1		221,199,000			

一式当たり内訳書

注入設備据付・解体

第　1号内訳書

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
注入設備据付・解体	JEP工法	回	1	1,916,000	1,916,000			
合　計					1,916,000			

一式当たり内訳書

床掘り

第　2号内訳書

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
床掘り	土砂 標準 無し 無し	m３	20	262.1	5,242			
合　計					5,242			

一式当たり内訳書

埋戻し

第　3号内訳書

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
埋戻し	最大埋戻幅1m以上4m未満	m３	20	2,192	43,840			
合　計					43,840			

一式当たり内訳書

積込(ﾙｰｽﾞ)

第　4号内訳書

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
積込（ルーズ）	土砂 土量50,000m3未満	m３	30	256	7,680			
合　計					7,680			

一式当たり内訳書

土砂等運搬

第　5号内訳書　　現場～仮置場

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
土砂等運搬	標準 ﾊﾞｯｸﾎｳ ﾊﾞｹｯﾄ容量0.8m3 土砂(岩塊･玉石混り土含む) 有り 5.0km以下	m３	20	1,201	24,020			
合　計					24,020			

一式当たり内訳書

土砂等運搬

第　6号内訳書　　仮置場～現場

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
土砂等運搬	標準 ﾊﾞｯｸﾎｳ ﾊﾞｹｯﾄ容量0.8m3 土砂(岩塊･玉石混り土含む) 有り 5.0km以下	m３	30	1,201	36,030			
合　計					36,030			

一式当たり内訳書

整地

第　7号内訳書

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
整地	残土受入れ地での処理	m３	20	136.1	2,722			
合　計					2,722			

一式当たり内訳書

油圧式杭圧入引抜機据付･解体

第　8号内訳書

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
油圧式杭圧入引抜機据付・解体	圧入(Nmax≦25) 10H型 陸上	回	1	130,000	130,000			
合　計					130,000			

一式当たり内訳書

現場発生品運搬

第　9号内訳書

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
現場発生品及び支給品運搬	ﾄﾗｯｸ[ｸﾚｰﾝ装置付]通称2t積級 吊能力2.9t 有り 5.0km以下	t	4.42	3,064	13,542			
現場発生品及び支給品積込み・荷卸し	ﾄﾗｯｸ[ｸﾚｰﾝ装置付]通称2t積級 吊能力2.9t	t	4.42	10,690	47,249			
合　計					60,791			

一式当たり内訳書

床掘り

第　10号内訳書

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
床掘り	土砂 上記以外(小規模) 全ての費用	m３	5	2,470	12,350			
合　計					12,350			

一式当たり内訳書

埋戻し

第　11号内訳書

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
埋戻し	上記以外(小規模) 土砂 全ての費用	m３	5	4,447	22,235			
合　計					22,235			

一式当たり内訳書

積込(ﾙｰｽﾞ)

第　12号内訳書

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
積込（ルーズ）	土砂 土量50,000m3未満	m３	5	256	1,280			
合　計					1,280			

一式当たり内訳書

土砂等運搬
第　13号内訳書　　現場～仮置場

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
土砂等運搬	小規模 ﾊﾞｯｸﾎｳ ﾊﾞｹｯﾄ容量0.28m3 土砂(岩塊･玉石混り土含む) 有り 4.5km以下	m３	5	2,195	10,975			
合　計					10,975			

一式当たり内訳書

土砂等運搬
第　14号内訳書　　仮置場～現場

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
土砂等運搬	標準 ﾊﾞｯｸﾎｳ ﾊﾞｹｯﾄ容量0.8m3 土砂(岩塊･玉石混り土含む) 有り 5.0km以下	m３	5	1,201	6,005			
合　計					6,005			

一式当たり内訳書

整地

第　15号内訳書

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
整地	残土受入れ地での処理	m３	5	136.1	680			
合　計					680			

一式当たり内訳書

配管設置(ころがし)

第　16号内訳書

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
波付硬質合成樹脂管（ＦＥＰ）敷設	道路沿い(地中) 新設 FEP 80mm 1条 0%	m	294	699.7	205,711			
合　計					205,711			

一式当たり内訳書

光地中配線
第　17号内訳書　　支給品

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
光ケーブル配線	地中管内配線 18㎜以下 新設	m	294	449.9	132,270			
光ｹｰﾌﾞﾙ配線各種	光ｹｰﾌﾞﾙ 光ｹｰﾌﾞﾙ（４芯ﾃｰﾌﾟｽﾛｯﾄ） ＳＭ 光ｹｰﾌﾞﾙ(4芯ﾃｰﾌﾟｽﾛｯﾄ)SM 1.31μm 100C	m・本	294	0	0			
合　計					132,270			

一式当たり内訳書

光ｹｰﾌﾞﾙ接続

第　18号内訳書

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
光ケーブル直線接続	25ﾃｰﾌﾟ(心)以下 0本/箇所	箇所	2	82,870	165,740			
合　計					165,740			

一式当たり内訳書

光ｹｰﾌﾞﾙ試験

第　19号内訳書

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
光ケーブル接続損失試験	100心以下	対向	1	96,680	96,680			
合　計					96,680			

一式当たり内訳書

光ｹｰﾌﾞﾙ試験

第　20号内訳書

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
光ケーブル伝送損失試験	100心以下	方向	1	60,770	60,770			
合　計					60,770			

一式当たり内訳書

光地中配線撤去

第　21号内訳書

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
光ケーブル配線	地中管内配線 18㎜以下 撤去(再使用)	m	294	449.9	132,270			
合　計					132,270			

一式当たり内訳書

配管撤去(ころがし)

第　22号内訳書

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
波付硬質合成樹脂管（ＦＥＰ）敷設	道路沿い(地中) 撤去(再使用) FEP 80mm 1条	m	294	160.7	47,245			
合　計					47,245			

一式当たり内訳書

配管付属品

第　23号内訳書

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
直線接続材	ＦＥＰ８０ｍｍ	組	8	1,940	15,520			
合　計					15,520			

一式当たり内訳書

現場発生品運搬

第　24号内訳書

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
【光ｹｰﾌﾞﾙ】京浜河川事務所～施工箇所 往復								
現場発生品及び支給品運搬	ﾄﾗｯｸ[ｸﾚｰﾝ装置付]通称2t積級 吊能力2.9t 有り 3.0km以下	t	0.06	1,838	110			
現場発生品及び支給品積込み・荷卸し	ﾄﾗｯｸ[ｸﾚｰﾝ装置付]通称2t積級 吊能力2.9t	t	0.06	10,690	641			
合　計					751			

一式当たり内訳書

無収縮ﾓﾙﾀﾙ

第　25号内訳書

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
コンクリート	小型構造物 人力打設 各種 養生無し 無し 全ての費用	m３	0.1	344,100	34,410			
合　計					34,410			

一式当たり内訳書

仮設架台

第　26号内訳書

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
【スライド式架台設置】								
上部工架設・撤去工	H形鋼主桁 架設 ﾗﾌﾃﾚｰﾝｸﾚｰﾝ油圧伸縮ｼﾞﾌﾞ型 25t吊 標準(1.0)	t	5.4	17,680	95,472			
橋脚設置・撤去工（直接基礎形式）	設置 ﾗﾌﾃﾚｰﾝｸﾚｰﾝ油圧伸縮ｼﾞﾌﾞ型25t吊 標準(1.0)	t	41.1	51,210	2,104,731			
H形鋼杭賃料 主桁	H350 6m/本 62日 無 有 3650円 無 1回	本	6	11,780	70,680			
H形鋼杭賃料 主桁	H350 2.1m/本 62日 無 有 3650円 無 1回	本	2	4,128	8,256			
H形鋼杭賃料 桁受け	H400 5.8m/本 62日 無 有 3650円 無 1回	本	5	14,520	72,600			
H形鋼杭賃料 桁受け	H400 7.2m/本 62日 無 有 3650円 無 1回	本	5	18,000	90,000			
H形鋼杭賃料 敷桁	H300 6m/本 62日 無 有 3650円 無 1回	本	9	8,112	73,008			
H形鋼杭賃料 敷桁	H300 2.1m/本 62日 無 有 3650円 無 1回	本	3	2,834	8,502			
H形鋼杭賃料 支柱(川側)	H300 3.3m/本 62日 無 有 3650円 無 1回	本	5	4,463	22,315			
H形鋼杭 支柱(中央、陸側)	H300 2m以下 中古	t	1.4	96,300	134,820			
H形鋼杭賃料 排泥止め	H400 6m/本 62日 無 有 3650円 無 1回	本	18	15,010	270,180			

一式当たり内訳書

仮設架台

第　26号内訳書

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
H形鋼杭賃料 排泥止め	H400 2.1m/本 62日 無 有 3650円 無 1回	本	6	5,248	31,488			
等辺山形鋼	中形　ＳＳ４００　６×７５×７５	t	0.3	103,000	30,900			
溝形鋼	大形　ＳＳ４００　６．５×１５０×７５	t	0.4	103,000	41,200			
【スライド式架台撤去】								
上部工架設・撤去工	H形鋼主桁 撤去 ﾗﾌﾃﾚｰﾝｸﾚｰﾝ油圧伸縮ｼﾞﾌﾞ型 25t吊 標準(1.0)	t	5.4	11,480	61,992			
橋脚設置・撤去工（直接基礎形式）	撤去 ﾗﾌﾃﾚｰﾝｸﾚｰﾝ油圧伸縮ｼﾞﾌﾞ型25t吊 標準(1.0)	t	41.1	28,420	1,168,062			
現場発生品及び支給品運搬	ﾄﾗｯｸ[ｸﾚｰﾝ装置付]通称2t積級 吊能力2.9t 有り 5.0km以下	t	2.07	3,064	6,342			
現場発生品及び支給品積込み・荷卸し	ﾄﾗｯｸ[ｸﾚｰﾝ装置付]通称2t積級 吊能力2.9t	t	2.07	10,690	22,128			
【敷鉄板設置･撤去】								
敷鉄板設置・撤去	設置･撤去	ｍ２	17	465	7,905			
敷鉄板賃料	各種 無 78日 無 有	枚	10	1,555	15,550			
合　計					4,336,131			

一式当たり内訳書

仮囲い

第　27号内訳書

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
【ｽﾗｲﾄﾞ式架台(上部)】								
仮囲い設置・撤去	設置･撤去	m	27.5	9,097	250,167			
仮囲い賃料	L=27.5m 46日	式	1		49,300			
【施工範囲＋ﾌﾟﾗﾝﾄ設備】								
仮囲い設置・撤去	設置･撤去	m	40.1	9,097	364,789			
仮囲い賃料	L=40.1m 78日	式	1		110,000			
合　計					774,256			

一式当たり内訳書

交通誘導警備員

第　28号内訳書

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
交通誘導警備員Ｂ		人日	68	19,080	1,297,440			
合　計					1,297,440			

一式当たり内訳書

仮設材運搬費

第　29号内訳書

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運	北海道･東北･関東･北陸･中部 11km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	t	94.8	4,380	415,224			
仮設材等の積込み，取卸し費	積込み,取卸し(片道分)	t	94.8	1,500	142,200			
合　計					557,424			

一式当たり内訳書

家屋調査費

第　30号内訳書

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
家屋調査費（一式）	23660千円	式	1		23,660,000			
合　計					23,660,000			

一式当たり内訳書

地質調査費

第　31号内訳書

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
地質調査費（一式入力）	9710千円	式	1		9,710,000			
合　計					9,710,000			

一式当たり内訳書

六価ｸﾛﾑ溶出試験費

第　32号内訳書

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
六価クロム溶出試験費		検体	13	7,800	101,400			
合　計					101,400			

１次単価表

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－1号	高圧噴射撹拌（排泥式）	φ3.5m 改良長9.4m 削孔長11.0m	単位	本	数量	1	単価	2,563,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
高圧噴射撹拌(排泥式) JEP工法	φ3.5m 改良長9.4m 削孔長11.0m	本	1	2,563,000	2,563,000	
計					2,563,000	
単価					2,563,000	円／本

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－2号	高圧噴射撹拌（排泥式）	φ3.5m 改良長9.4m 削孔長11.4m	単位	本	数量	1	単価	2,564,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
高圧噴射撹拌(排泥式) JEP工法	φ3.5m 改良長9.4m 削孔長11.4m	本	1	2,564,000	2,564,000	
計					2,564,000	
単価					2,564,000	円／本

１次単価表

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－3号	高圧噴射撹拌（排泥式）	φ3.5m 改良長9.4m 削孔長9.6m	単位	本	数量	1	単価	2,509,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
高圧噴射撹拌(排泥式) JEP工法	φ3.5m 改良長9.4m 削孔長9.6m	本	1	2,509,000	2,509,000	
計					2,509,000	
単価					2,509,000	円／本

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－4号	高圧噴射撹拌（排泥式）	φ3.5m 改良長8.5m 削孔長9.2m	単位	本	数量	1	単価	2,334,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
高圧噴射撹拌(排泥式) JEP工法	φ3.5m 改良長8.5m 削孔長9.2m	本	1	2,334,000	2,334,000	
計					2,334,000	
単価					2,334,000	円／本

１次単価表

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－5号	汚泥運搬・処分		単位	m3	数量	1	単価	23,270

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
側溝清掃車運搬	7.0ｋｍ以下	ｍ３	1	11,770	11,770	
処分費（ｍ３）		ｍ３	1	11,500	11,500	
計					23,270	
単価					23,270	円／m3

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－6号	逸泥防止用鋼矢板	10H型 L=11.5m	単位	枚	数量	1	単価	232,100

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
鋼矢板材料（６－２０ｍ以外は適用外）	SYW295 10H型 11.5m/枚 なし	枚	1	201,800	201,800	
鋼矢板圧入（Ｎｍａｘ≦２５）	陸上 10H型 12m以下	枚	1	30,230	30,230	
計					232,030	
単価					232,100	円／枚

１次単価表

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－7号	鋼矢板撤去	10H型 切断含む	単位	枚	数量	1	単価	15,410

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ガス切断	鋼矢板(II,III,IV,V,VL,IIw,IIIw,IVw,10H,25H型)	箇所	1	7,162	7,162	
鋼矢板撤去	10H型 撤去長L=1.6m	枚	1	8,241	8,241	
計					15,403	
単価					15,410	円／枚

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－8号	光地中配線撤去	SM 100C 4心ﾃｰﾌﾞｽﾛｯﾄ型	単位	m	数量	1	単価	449.9

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
光ケーブル配線	地中管内配線 18mm以下 撤去(再使用)	m	1	449.9	449.9	
計					449.9	
単価					449.9	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－9号	配管撤去	FEP 管径 80ｍｍ 4条	単位	m	数量	1	単価	642.6

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
波付硬質合成樹脂管（ＦＥＰ）敷設	道路沿い(地中) 撤去(再使用) FEP 80mm 4条	m	1	642.6	642.6	
計					642.6	
単価					642.6	円／m

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－10号	配管設置(埋設部) 再使用	FEP 管径 80ｍｍ 4条	単位	m	数量	1	単価	464.2

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
配管設置（埋設部）	4条 各種 全ての費用	m	1	464.2	464.2	
計					464.2	
単価					464.2	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－11号	埋設標識ｼｰﾄ敷設	W=600 2倍	単位	m	数量	50	単価	914.6

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
埋設標識ｼｰﾄ敷設	埋設標識ｼｰﾄ敷設	m	50	128.6	6,430	
埋設標識シート	６００ｍｍ×５０ｍ　２倍　水抜き穴７個	巻	1	39,300	39,300	
計					45,730	
単価					914.6	円／m

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－12号	光地中配線	SM 100C 4心ﾃｰﾌﾞｽﾛｯﾄ	単位	m	数量	1	単価	449.9

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
光ケーブル配線	地中管内配線 18mm以下 新設	m	1	449.9	449.9	
計					449.9	
単価					449.9	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－13号	光ｹｰﾌﾞﾙ接続	SM 100C 4心ﾃｰﾌﾟｽﾛｯﾄ(25ﾃｰﾌﾟ)	単位	箇所	数量	1	単価	82,870

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
光ｹｰﾌﾞﾙ直線接続	25ﾃｰﾌﾟ(心)以下 0本/箇所	箇所	1	82,870	82,870	
計					82,870	
単価					82,870	円／箇所

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－14号	光ｹｰﾌﾞﾙ試験	接続損失 SM 100C	単位	対向	数量	1	単価	96,680

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
光ケーブル接続損失試験	100心以下	対向	1	96,680	96,680	
計					96,680	
単価					96,680	円／対向

１次単価表

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－15号	光ｹｰﾌﾞﾙ試験	伝送損失 SM 100C	単位	方向	数量	1	単価	60,770

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
光ｹｰﾌﾞﾙ伝送損失試験	100心以下	方向	1	60,770	60,770	
計					60,770	
単価					60,770	円／方向

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－16号	ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物取壊し 無筋構造物	Co削孔 φ300 H=480	単位	箇所	数量	1	単価	59,190

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物取壊し	Co削孔 φ300 H=480	箇所	1	59,190	59,190	
計					59,190	
単価					59,190	円／箇所

１次単価表

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－17号	ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物取壊し 無筋構造物	Co削孔　φ300 H=150	単位	箇所	数量	1	単価	25,700

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物取壊し	Co削孔　φ300 H=150	箇所	1	25,700	25,700	
計					25,700	
単価					25,700	円／箇所

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－18号	殻運搬	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	単位	m3	数量	1	単価	3,798

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
殻運搬	ｺﾝｸﾘｰﾄ(無筋)構造物とりこわし 機械積込 有り 23.2km以下 全ての費用	ｍ３	1	3,798	3,798	
計					3,798	
単価					3,798	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－19号	殻処分	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	単位	t	数量	1	単価	2,400

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費（ｔ）		t	1	2,400	2,400	
計					2,400	
単価					2,400	円／t

参考資料（1）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	高圧噴射攪拌(排泥式) JEP工法	φ3.5m 改良長9.4m 削孔長11.0m	単位	本	数量	1	単価	2,563,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木 一般世話役		人	0.83	35,496	29,461	
特殊作業員		人	2.5	31,518	78,795	
電工		人	0.83	32,130	26,667	
普通作業員		人	1.67	27,336	45,651	
ＪＥＰマシン損料	30kw	日	0.83	57,300	47,559	
超高圧ポンプ運転	硬化材用 220kW	日	0.83	183,600	152,388	
高圧噴射撹拌式地盤改良機〔超高圧ポンプ〕	圧力３９．２ＭＰａ　吐出量１４～７０Ｌ／ｍｉｎ	日	0.83	34,300	28,469	
空気圧縮機運転 可搬式･ｴﾝｼﾞﾝ駆動･ｽｸﾘｭ型(超低騒音)	排対2次 吐出量15.0m3/min 吐出圧力1.05MPa	日	0.83	32,910	27,315	
発動発電機運転 ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ駆動(超低騒音型)	排対型(2次基準) 定格容量(50/60Hz)100/125kVA	日	0.83	25,560	21,214	
発動発電機運転 ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ駆動(超低騒音型)	排対型(2次基準) 定格容量(50/60Hz)200/220kVA	日	0.83	44,280	36,752	
発動発電機運転 ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ駆動	排対型(2次基準) 定格容量(50/60Hz)450/500kVA	日	0.83	92,300	76,609	

参考資料（1）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	高圧噴射撹拌(排泥式) JEP工法	φ3.5m 改良長9.4m 削孔長11.0m	単位	本	数量	1	単価	2,563,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
削孔用消耗材料費	削孔長11.0m	本	1	48,000	48,000	
造成用消耗材料費	改良長9.4m	本	1	811,000	811,000	
JEP硬化材	低強度(混和材・特許料等込)	m３	48.3	21,700	1,048,110	
諸雑費（率＋まるめ） 23%		式	1		85,010	
計					2,563,000	
単価					2,563,000	円／本

参考資料（1）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	高圧噴射攪拌(排泥式) JEP工法	φ3.5m 改良長9.4m 削孔長11.4m	単位	本	数量	1	単価	2,564,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木 一般世話役		人	0.83	35,496	29,461	
特殊作業員		人	2.5	31,518	78,795	
電工		人	0.83	32,130	26,667	
普通作業員		人	1.67	27,336	45,651	
ＪＥＰマシン損料	30kw	日	0.83	57,300	47,559	
超高圧ポンプ運転	硬化材用 220kW	日	0.83	183,600	152,388	
高圧噴射撹拌式地盤改良機〔超高圧ポンプ〕	圧力３９．２ＭＰａ　吐出量１４～７０Ｌ／ｍｉｎ	日	0.83	34,300	28,469	
空気圧縮機運転 可搬式･ｴﾝｼﾞﾝ駆動･ｽｸﾘｭ型(超低騒音)	排対2次 吐出量15.0m3/min 吐出圧力1.05MPa	日	0.83	32,910	27,315	
発動発電機運転 ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ駆動(超低騒音型)	排対型(2次基準) 定格容量(50/60Hz)100/125kVA	日	0.83	25,560	21,214	
発動発電機運転 ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ駆動(超低騒音型)	排対型(2次基準) 定格容量(50/60Hz)200/220kVA	日	0.83	44,280	36,752	
発動発電機運転 ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ駆動	排対型(2次基準) 定格容量(50/60Hz)450/500kVA	日	0.83	92,300	76,609	

参考資料（1）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	高圧噴射撹拌(排泥式) JEP工法	φ3.5m 改良長9.4m 削孔長11.4m	単位	本	数量	1	単価	2,564,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
削孔用消耗材料費	削孔長11.4m	本	1	49,500	49,500	
造成用消耗材料費	改良長9.4m	本	1	811,000	811,000	
JEP硬化材	低強度(混和材・特許料等込)	m３	48.3	21,700	1,048,110	
諸雑費（率＋まるめ） 23%		式	1		84,510	
計					2,564,000	
単価					2,564,000	円／本

参考資料（1）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	高圧噴射撹拌(排泥式) JEP工法	φ3.5m 改良長9.4m 削孔長9.6m	単位	本	数量	1	単価	2,509,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木 一般世話役		人	0.77	35,496	27,331	
特殊作業員		人	2.31	31,518	72,806	
電工		人	0.77	32,130	24,740	
普通作業員		人	1.54	27,336	42,097	
ＪＥＰマシン損料	30kw	日	0.77	57,300	44,121	
超高圧ポンプ運転	硬化材用 220kW	日	0.77	183,600	141,372	
高圧噴射撹拌式地盤改良機〔超高圧ポンプ〕	圧力３９．２ＭＰａ　吐出量１４～７０Ｌ／ｍｉｎ	日	0.77	34,300	26,411	
空気圧縮機運転 可搬式･ｴﾝｼﾞﾝ駆動･ｽｸﾘｭ型(超低騒音)	排対2次 吐出量15.0m3/min 吐出圧力1.05MPa	日	0.77	32,910	25,340	
発動発電機運転 ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ駆動(超低騒音型)	排対型(2次基準) 定格容量(50/60Hz)100/125kVA	日	0.77	25,560	19,681	
発動発電機運転 ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ駆動(超低騒音型)	排対型(2次基準) 定格容量(50/60Hz)200/220kVA	日	0.77	44,280	34,095	
発動発電機運転 ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ駆動	排対型(2次基準) 定格容量(50/60Hz)450/500kVA	日	0.77	92,300	71,071	

参考資料（1）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	高圧噴射攪拌(排泥式) JEP工法	φ3.5m 改良長9.4m 削孔長9.6m	単位	本	数量	1	単価	2,509,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
削孔用消耗材料費	削孔長9.6m	本	1	42,800	42,800	
造成用消耗材料費	改良長9.4m	本	1	811,000	811,000	
JEP硬化材	低強度(混和材・特許料等込)	m３	48.3	21,700	1,048,110	
諸雑費（率＋まるめ） 23%		式	1		78,025	
計					2,509,000	
単価					2,509,000	円／本

参考資料（1）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	高圧噴射撹拌(排泥式) JEP工法	φ3.5m 改良長8.5m 削孔長9.2m	単位	本	数量	1	単価	2,334,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木 一般世話役		人	0.77	35,496	27,331	
特殊作業員		人	2.31	31,518	72,806	
電工		人	0.77	32,130	24,740	
普通作業員		人	1.54	27,336	42,097	
ＪＥＰマシン損料	30kw	日	0.77	57,300	44,121	
超高圧ポンプ運転	硬化材用 220kW	日	0.77	183,600	141,372	
高圧噴射撹拌式地盤改良機〔超高圧ポンプ〕	圧力３９．２ＭＰａ　吐出量１４～７０Ｌ／ｍｉｎ	日	0.77	34,300	26,411	
空気圧縮機運転 可搬式･ｴﾝｼﾞﾝ駆動･ｽｸﾘｭ型(超低騒音)	排対2次 吐出量15.0m3/min 吐出圧力1.05MPa	日	0.77	32,910	25,340	
発動発電機運転 ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ駆動(超低騒音型)	排対型(2次基準) 定格容量(50/60Hz)100/125kVA	日	0.77	25,560	19,681	
発動発電機運転 ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ駆動(超低騒音型)	排対型(2次基準) 定格容量(50/60Hz)200/220kVA	日	0.77	44,280	34,095	
発動発電機運転 ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ駆動	排対型(2次基準) 定格容量(50/60Hz)450/500kVA	日	0.77	92,300	71,071	

参考資料（1）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	高圧噴射攪拌(排泥式) JEP工法	φ3.5m 改良長8.5m 削孔長9.2m	単位	本	数量	1	単価	2,334,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
削孔用消耗材料費	削孔長9.2m	本	1	41,300	41,300	
造成用消耗材料費	改良長8.5m	本	1	735,000	735,000	
JEP硬化材	低強度(混和材・特許料等込)	m３	43.8	21,700	950,460	
諸雑費（率＋まるめ） 23%		式	1		78,175	
計					2,334,000	
単価					2,334,000	円／本

参考資料（1）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	注入設備据付・解体	JEP工法	単位	回	数量	1	単価	1,916,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木 一般世話役		人	5	35,496	177,480	
特殊作業員		人	15	31,518	472,770	
溶接工		人	5	39,678	198,390	
電工		人	5	32,130	160,650	
普通作業員		人	10	27,336	273,360	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	最大吊上能力５０ｔ吊	日	5	92,000	460,000	
諸雑費（率＋まるめ） 10%		式	1		173,350	
計					1,916,000	
単価					1,916,000	円／回

参考資料（1）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	側溝清掃車運搬	7.0ｋｍ以下	単位	ｍ３	数量	100	単価	11,770

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
普通作業員		人	9.259	27,336	253,104	
側溝清掃車運転		日	9.259	99,690	923,029	
諸雑費（まるめ）		式	1		867	
計					1,177,000	
単価					11,770	円／ｍ３

参考資料（1）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	処分費（ｍ３）		単位	ｍ３	数量	100	単価	11,500

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費	汚泥	ｍ３	100	11,500	1,150,000	
計					1,150,000	
単価					11,500	円／ｍ３

参考資料（1）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	鋼矢板材料（６－２０ｍ以外は適用外）	SYW295 10H型 11.5m/枚 なし	単位	枚	数量	1	単価	201,800

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
鋼矢板	ＳＹＷ２９５　ハット型（１０Ｈ，２５Ｈ，４５Ｈ）	t	0.994	200,000	198,800	
地域エキストラ		t	0.994	3,000	2,982	
諸雑費（まるめ）		式	1		18	
計					201,800	
単価					201,800	円／枚

参考資料（1）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	鋼矢板圧入（Ｎｍａｘ≦２５）	陸上 10H型 12m以下	単位	枚	数量	10	単価	30,230

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木 一般世話役		人	0.625	35,496	22,185	
特殊作業員		人	0.625	31,518	19,698	
とび工		人	1.25	33,762	42,202	
油圧式杭圧入引抜機運転	圧入(Nmax≦25) 10H型	日	0.625	248,100	155,062	
ラフテレーンクレーン運転	25t吊 排出ｶﾞｽ対策型(第3次基準値)	日	0.625	96,380	60,237	
諸雑費（率＋まるめ） 1%		式	1		2,916	
計					302,300	
単価					30,230	円／枚

参考資料（1）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	油圧式杭圧入引抜機据付・解体	圧入(Nmax≦25) 10H型 陸上	単位	回	数量	1	単価	130,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木 一般世話役		人	0.29	35,496	10,293	
特殊作業員		人	0.29	31,518	9,140	
とび工		人	0.58	33,762	19,581	
油圧式杭圧入引抜機運転	圧入(Nmax≦25) 10H型	日	0.25	248,100	62,025	
ラフテレーンクレーン運転	25t吊 排出ｶﾞｽ対策型(第3次基準値)	日	0.3	96,380	28,914	
諸雑費（まるめ）		式	1		47	
計					130,000	
単価					130,000	円／回

参考資料（1）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ガス切断	鋼矢板(II, III, IV, V, VL, IIw, IIIw, IVw, 10H, 25H型)	単位	箇所	数量	1	単価	7,162

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
溶接工		人	0.13	39,678	5,158	
普通作業員		人	0.04	27,336	1,093	
酸素	ボンベ	m３	0.63	522	328	
アセチレン	ボンベ	ｋｇ	0.26	2,220	577	
諸雑費（率＋まるめ） 0.1%		式	1		6	
計					7,162	
単価					7,162	円／箇所

参考資料（1）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	鋼矢板撤去	10H型 撤去長L=1.6m	単位	枚	数量	10	単価	8,241

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木 一般世話役		人	0.71	35,496	25,202	
特殊作業員		人	0.71	31,518	22,377	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	最大吊上能力１６ｔ吊	日	0.71	48,400	34,364	
諸雑費（率＋まるめ） 1%		式	1		467	
計					82,410	
単価					8,241	円／枚

参考資料（1）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	光ケーブル配線	地中管内配線 18㎜以下 撤去(再使用)	単位	m	数量	100	単価	449.9

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
電工		人	1.4	32,130	44,982	
諸雑費（まるめ）		式	1		8	
計					44,990	
単価					449.9	円／m

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	波付硬質合成樹脂管（ＦＥＰ）敷設	道路沿い(地中) 撤去(再使用) FEP 80㎜ 4条	単位	m	数量	100	単価	642.6

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
電工		人	2	32,130	64,260	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					64,260	
単価					642.6	円／m

参考資料（1）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	波付硬質合成樹脂管（ＦＥＰ）敷設	道路沿い(地中) 新設 FEP 80mm 1条 0%	単位	m	数量	100	単価	699.7

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
電工		人	0.5	32,130	16,065	
波付硬質ポリエチレン電線管	ＦＥＰ　８０ｍｍ	m	100	539	53,900	
諸雑費（まるめ）		式	1		5	
計					69,970	
単価					699.7	円／m

参考資料（1）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	光ケーブル配線	地中管内配線 18mm以下 新設	単位	m	数量	100	単価	449.9

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
電工		人	1.4	32,130	44,982	
諸雑費（まるめ）		式	1		8	
計					44,990	
単価					449.9	円／m

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	光ケーブル配線各種	光ケーブル 光ケーブル（４芯テープスロット） ＳＭ 光ｹｰﾌﾞﾙ(4芯ﾃｰﾌﾟｽﾛｯﾄ)SM 1.31μm 100C	単位	m・本	数量	1	単価	0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
光ケーブル（４芯テープスロット）	ＳＭ　１．３１μｍ　１００Ｃ	m	1	1,110	0	
計					0	
単価					0	円／m・本

参考資料（1）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	光ケーブル直線接続	25ﾃｰﾌﾞ(心)以下 0本/箇所	単位	箇所	数量	1	単価	82,870

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
電気通信技術者		人	1.2	41,310	49,572	
電気通信技術員		人	1.2	27,744	33,292	
諸雑費（まるめ）		式	1		6	
計					82,870	
単価					82,870	円／箇所

参考資料（1）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	光ケーブル接続損失試験	100心以下	単位	対向	数量	1	単価	96,680

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
電気通信技術者		人	1.4	41,310	57,834	
電気通信技術員		人	1.4	27,744	38,841	
諸雑費（まるめ）		式	1		5	
計					96,680	
単価					96,680	円／対向

参考資料（1）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	光ケーブル伝送損失試験	100心以下	単位	方向	数量	1	単価	60,770

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
電気通信技術者		人	0.88	41,310	36,352	
電気通信技術員		人	0.88	27,744	24,414	
諸雑費（まるめ）		式	1		4	
計					60,770	
単価					60,770	円／方向

参考資料（1）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	波付硬質合成樹脂管（ＦＥＰ）敷設	道路沿い(地中) 撤去(再使用) FEP 80㎜ 1条	単位	m	数量	100	単価	160.7

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
電工		人	0.5	32,130	16,065	
諸雑費（まるめ）		式	1		5	
計					16,070	
単価					160.7	円／m

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	埋設標識シート敷設	埋設標識シート敷設	単位	m	数量	100	単価	128.6

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
電工		人	0.4	32,130	12,852	
諸雑費（まるめ）		式	1		8	
計					12,860	
単価					128.6	円／m

参考資料（1）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	コンクリート構造物取壊し	Co削孔 φ300 H=480	単位	箇所	数量	1	単価	59,190

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木 一般世話役		人	0.302	35,496	10,719	
特殊作業員		人	0.302	31,518	9,518	
普通作業員		人	0.302	27,336	8,255	
コンクリート穿孔機［電動式コアボーリングマシン］	最大穿孔径φ３５０ｍｍ	日	0.302	6,220	1,878	
発動発電機［ガソリンエンジン駆動］	５ｋＶＡ	日	0.302	1,400	422	
ガソリン	レギュラー	Ｌ	2.853	146	416	
ダイヤモンドビット	呼径12インチ	個	0.293	80,700	23,645	
エキステンションチューブ	呼径12インチ	個	0.051	30,700	1,565	
アダプター	呼径12インチ	個	0.045	23,400	1,053	
あと施工アンカー	芯棒打込み式 M12×700mm	本	1.002	104	104	
消耗工具類		セット	0.302	5,344	1,613	

参考資料（1）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	コンクリート構造物取壊し	Co削孔　φ300　H=480	単位	箇所	数量	1	単価	59,190

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
諸雑費（まるめ）		式	1		2	
計					59,190	
単価					59,190	円／箇所

参考資料（1）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物取壊し	Co削孔 φ300 H=150	単位	箇所	数量	1	単価	25,700

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木 一般世話役		人	0.163	35,496	5,785	
特殊作業員		人	0.163	31,518	5,137	
普通作業員		人	0.163	27,336	4,455	
コンクリート穿孔機［電動式コアボーリングマシン］	最大穿孔径φ３５０ｍｍ	日	0.163	6,220	1,013	
発動発電機［ガソリンエンジン駆動］	５ｋＶＡ	日	0.163	1,400	228	
ガソリン	レギュラー	L	1.761	146	257	
ダイヤモンドビット	呼径12インチ	個	0.091	80,700	7,343	
エキステンションチューブ	呼径12インチ	個	0.005	30,700	153	
アダプター	呼径12インチ	個	0.015	23,400	351	
あと施工アンカー	芯棒打込み式 M12×700mm	本	0.999	104	103	
消耗工具類		セット	0.163	5,344	871	

参考資料（1）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物取壊し	Co削孔　φ300 H=150	単位	箇所	数量	1	単価	25,700

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
諸雑費（まるめ）		式	1		4	
計					25,700	
単価					25,700	円／箇所

参考資料（1）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	処分費（t）		単位	t	数量	100	単価	2,400

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	t	100	2,400	240,000	
計					240,000	
単価					2,400	円／t

参考資料（1）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	上部工架設・撤去工	H形鋼主桁 架設 ﾗﾌﾃﾚｰﾝｸﾚｰﾝ油圧伸縮ｼﾞﾌﾞ型 25t吊 標準(1.0)	単位	t	数量	10	単価	17,680

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
橋りょう世話役		人	0.63	41,820	26,346	
橋りょう特殊工		人	2.4	37,026	88,862	
普通作業員		人	0.52	27,336	14,214	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	最大吊上能力２５ｔ吊	日	0.77	53,200	40,964	
諸雑費（率＋まるめ） 5%		式	1		6,414	
計					176,800	
単価					17,680	円／ｔ

参考資料（1）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	橋脚設置・撤去工（直接基礎形式）	設置 ﾗﾌﾃﾚｰﾝｸﾚｰﾝ油圧伸縮ｼﾞﾌﾞ型25t吊 標準(1.0)	単位	t	数量	10	単価	51,210

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
橋りょう世話役		人	2.1	41,820	87,822	
橋りょう特殊工		人	5.1	37,026	188,832	
溶接工		人	1.3	39,678	51,581	
普通作業員		人	3.2	27,336	87,475	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	最大吊上能力２５ｔ吊	日	1.5	53,200	79,800	
諸雑費（率＋まるめ） 4%		式	1		16,590	
計					512,100	
単価					51,210	円／ｔ

参考資料（1）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	H形鋼杭賃料 主桁	H350 6m/本 62日 無 有 3650円 無 1回	単位	本	数量	1	単価	11,780

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
H形鋼（杭用）	３５０型（１３５ｋｇ／ｍ）	t	0.81	5,890	4,770	
H形鋼　修理費及び損耗費		t	0.81	8,650.5	7,006	
諸雑費（まるめ）		式	1		4	
計					11,780	
単価					11,780	円／本

参考資料（1）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	H形鋼杭賃料 主桁	H350 2.1m/本 62日 無 有 3650円 無 1回	単位	本	数量	1	単価	4,128

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
H形鋼（杭用）	３５０型（１３５ｋｇ／ｍ）	t	0.284	5,890	1,672	
H形鋼　修理費及び損耗費		t	0.284	8,650.5	2,456	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					4,128	
単価					4,128	円／本

参考資料（1）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	H形鋼杭賃料 桁受け	H400 5.8m/本 62日 無 有 3650円 無 1回	単位	本	数量	1	単価	14,520

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
H形鋼（杭用）	４００型（１７２ｋｇ／ｍ）	t	0.998	5,890	5,878	
H形鋼　修理費及び損耗費		t	0.998	8,650.5	8,633	
諸雑費（まるめ）		式	1		9	
計					14,520	
単価					14,520	円／本

参考資料（1）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	H形鋼杭賃料 桁受け	H400 7.2m/本 62日 無 有 3650円 無 1回	単位	本	数量	1	単価	18,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
H形鋼（杭用）	４００型（１７２ｋｇ／ｍ）	t	1.238	5,890	7,291	
H形鋼　修理費及び損耗費		t	1.238	8,650.5	10,709	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					18,000	
単価					18,000	円／本

参考資料（1）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	H形鋼杭賃料 敷桁	H300 6m/本 62日 無 有 3650円 無 1回	単位	本	数量	1	単価	8,112

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
H形鋼（杭用）	３００型（９３ｋｇ／ｍ）	t	0.558	5,890	3,286	
H形鋼　修理費及び損耗費		t	0.558	8,650.5	4,826	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					8,112	
単価					8,112	円／本

参考資料（1）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	H形鋼杭賃料 敷桁	H300 2.1m/本 62日 無 有 3650円 無 1回	単位	本	数量	1	単価	2,834

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
H形鋼（杭用）	３００型（９３ｋｇ／ｍ）	t	0.195	5,890	1,148	
H形鋼　修理費及び損耗費		t	0.195	8,650.5	1,686	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					2,834	
単価					2,834	円／本

参考資料（1）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	H形鋼杭賃料 支柱(川側)	H300 3.3m/本 62日 無 有 3650円 無 1回	単位	本	数量	1	単価	4,463

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
H形鋼（杭用）	３００型（９３ｋｇ／ｍ）	t	0.307	5,890	1,808	
H形鋼　修理費及び損耗費		t	0.307	8,650.5	2,655	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					4,463	
単価					4,463	円／本

参考資料（1）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	H形鋼杭 支柱(中央、陸側)	H300 2m以下 中古	単位	t	数量	1	単価	96,300

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
H形鋼	広幅　ＳＳ４００　３００×３００	t	0.9	107,000	96,300	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					96,300	
単価					96,300	円／t

参考資料（1）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	H形鋼杭賃料 排泥止め	H400 6m/本 62日 無 有 3650円 無 1回	単位	本	数量	1	単価	15,010

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
H形鋼（杭用）	４００型（１７２ｋｇ／ｍ）	t	1.032	5,890	6,078	
H形鋼　修理費及び損耗費		t	1.032	8,650.5	8,927	
諸雑費（まるめ）		式	1		5	
計					15,010	
単価					15,010	円／本

参考資料（1）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	H形鋼杭賃料 排泥止め	H400 2.1m/本 62日 無 有 3650円 無 1回	単位	本	数量	1	単価	5,248

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
H形鋼（杭用）	４００型（１７２ｋｇ／ｍ）	t	0.361	5,890	2,126	
H形鋼　修理費及び損耗費		t	0.361	8,650.5	3,122	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					5,248	
単価					5,248	円／本

参考資料（1）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	上部工架設・撤去工	H形鋼主桁 撤去 ﾗﾌﾃﾚｰﾝｸﾚｰﾝ油圧伸縮ｼﾞﾌﾞ型 25t吊 標準(1.0)	単位	t	数量	10	単価	11,480

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
橋りょう世話役		人	0.36	41,820	15,055	
橋りょう特殊工		人	1.4	37,026	51,836	
溶接工		人	0.06	39,678	2,380	
普通作業員		人	0.41	27,336	11,207	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	最大吊上能力２５ｔ吊	日	0.57	53,200	30,324	
諸雑費（率＋まるめ） 5%		式	1		3,998	
計					114,800	
単価					11,480	円／ｔ

参考資料（1）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	橋脚設置・撤去工（直接基礎形式）	撤去 ﾗﾌﾃﾚｰﾝｸﾚｰﾝ油圧伸縮ｼﾞﾌﾞ型25t吊 標準(1.0)	単位	t	数量	10	単価	28,420

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
橋りょう世話役		人	1.2	41,820	50,184	
橋りょう特殊工		人	2.9	37,026	107,375	
溶接工		人	0.74	39,678	29,361	
普通作業員		人	1.8	27,336	49,204	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	最大吊上能力２５ｔ吊	日	0.86	53,200	45,752	
諸雑費（率＋まるめ） 1%		式	1		2,324	
計					284,200	
単価					28,420	円／ｔ

参考資料（1）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	敷鉄板設置・撤去	設置･撤去	単位	ｍ２	数量	100	単価	465

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木 一般世話役		人	0.295	35,496	10,471	
とび工		人	0.295	33,762	9,959	
普通作業員		人	0.295	27,336	8,064	
バックホウ（クローラ型）運転		日	0.295	59,510	17,555	
諸雑費（率＋まるめ） 1%		式	1		451	
計					46,500	
単価					465	円／ｍ２

参考資料（1）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	敷鉄板賃料	各種 無 78日 無 有	単位	枚	数量	1	単価	1,555

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
敷鉄板賃料	２２×９１４×１８２９	枚・日	78	15	1,170	
整備費（敷鉄板）	２２×９１４×１８２９	枚	1	385	385	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					1,555	
単価					1,555	円／枚

参考資料（1）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	仮囲い設置・撤去	設置･撤去	単位	m	数量	10	単価	9,097

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
仮囲い設置		m	10	4,970	49,700	
仮囲い撤去		m	10	4,127	41,270	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					90,970	
単価					9,097	円／m

参考資料（1）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	交通誘導警備員Ｂ		単位	人日	数量	1	単価	19,080

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ｂ		人	1	19,074	19,074	
諸雑費（まるめ）		式	1		6	
計					19,080	
単価					19,080	円／人日

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	仮設材等(鋼矢板、Ｈ形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運	北海道･東北･関東･北陸･中部 11km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	単位	t	数量	1	単価	4,380

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
基本運賃区分Ｂ	製品長12m以内 20kmまで	t	1	4,380	4,380	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					4,380	
単価					4,380	円／ｔ

参考資料（1）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	仮設材等の積込み，取卸し費	積込み,取卸し(片道分)	単位	t	数量	1	単価	1,500

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
積込み．取卸し費（仮設材等）		t	1	1,500	1,500	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					1,500	
単価					1,500	円／t

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	家屋調査費（一式）	23660千円	単位	式	数量	1	単価	23,660,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
物件補償費		式	1		23,660,000	
計					23,660,000	
単価					23,660,000	円／式

参考資料（1）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	地質調査費（一式入力）	9710千円	単位	式	数量	1	単価	9,710,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
地質調査費		式	1		9,710,000	
計					9,710,000	
単価					9,710,000	円／式

参考資料（2）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	超高圧ポンプ運転	硬化材用 220kW	単位	日	数量	1	単価	183,600

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
軽油		L	389	135	52,515	
超高圧ポンプ損料	硬化材用 220kW	日	1	131,000	131,000	
諸雑費（まるめ）		式	1		85	
計					183,600	
単価					183,600	円／日

参考資料（2）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	空気圧縮機運転 可搬式･ｴﾝｼﾞﾝ駆動･ｽｸﾘｭ型(超低騒音)	排対2次 吐出量15.0m3/min 吐出圧力1.05MPa	単位	日	数量	1	単価	32,910

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
軽油		L	127	135	17,145	
空気圧縮機損料 可搬式･ｴﾝｼﾞﾝ駆動･ｽｸﾘｭ型(超低騒音)	排対2次 吐出量15.0m3/min吐出圧力1.05MPa	供用日	1.56	10,100	15,756	
諸雑費（まるめ）		式	1		9	
計					32,910	
単価					32,910	円／日

参考資料（2）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	発動発電機運転 ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ駆動(超低騒音型)	排対型(2次基準) 定格容量(50/60Hz)100/125kVA	単位	日	数量	1	単価	25,560

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
軽油		L	94	135	12,690	
発動発電機損料 ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ駆動(超低騒音型)	排対2次 定格容量(50/60Hz)100/125kVA	供用日	1.18	10,900	12,862	
諸雑費（まるめ）		式	1		8	
計					25,560	
単価					25,560	円／日

参考資料（2）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	発動発電機運転 ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ駆動(超低騒音型)	排対型(2次基準) 定格容量(50/60Hz)200/220kVA	単位	日	数量	1	単価	44,280

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
軽油		L	168	135	22,680	
発動発電機損料 ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ駆動(超低騒音型)	排対2次 定格容量(50/60Hz)200/220kVA	供用日	1.18	18,300	21,594	
諸雑費（まるめ）		式	1		6	
計					44,280	
単価					44,280	円／日

参考資料（2）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	発動発電機運転 ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ駆動	排対型(2次基準) 定格容量(50/60Hz)450/500kVA	単位	日	数量	1	単価	92,300

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
軽油		L	355	135	47,925	
発動発電機損料 ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ駆動	排対2次 定格容量(50/60Hz)450/500kVA	供用日	1.18	37,600	44,368	
諸雑費（まるめ）		式	1		7	
計					92,300	
単価					92,300	円／日

参考資料（2）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	超高圧ポンプ運転	硬化材用 220kW	単位	日	数量	1	単価	183,600

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
軽油		L	389	135	52,515	
超高圧ポンプ損料	硬化材用 220kW	日	1	131,000	131,000	
諸雑費（まるめ）		式	1		85	
計					183,600	
単価					183,600	円／日

参考資料（2）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	空気圧縮機運転 可搬式･ｴﾝｼﾞﾝ駆動･ｽｸﾘｭ型(超低騒音)	排対2次 吐出量15.0m3/min 吐出圧力1.05MPa	単位	日	数量	1	単価	32,910

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
軽油		L	127	135	17,145	
空気圧縮機損料 可搬式･ｴﾝｼﾞﾝ駆動･ｽｸﾘｭ型(超低騒音)	排対2次 吐出量15.0m3/min吐出圧力1.05MPa	供用日	1.56	10,100	15,756	
諸雑費（まるめ）		式	1		9	
計					32,910	
単価					32,910	円／日

参考資料（2）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	発動発電機運転 ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ駆動(超低騒音型)	排対型(2次基準) 定格容量(50/60Hz)100/125kVA	単位	日	数量	1	単価	25,560

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
軽油		L	94	135	12,690	
発動発電機損料 ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ駆動(超低騒音型)	排対2次 定格容量(50/60Hz)100/125kVA	供用日	1.18	10,900	12,862	
諸雑費（まるめ）		式	1		8	
計					25,560	
単価					25,560	円／日

参考資料（2）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	発動発電機運転 ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ駆動(超低騒音型)	排対型(2次基準) 定格容量(50/60Hz)200/220kVA	単位	日	数量	1	単価	44,280

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
軽油		L	168	135	22,680	
発動発電機損料 ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ駆動(超低騒音型)	排対2次 定格容量(50/60Hz)200/220kVA	供用日	1.18	18,300	21,594	
諸雑費（まるめ）		式	1		6	
計					44,280	
単価					44,280	円／日

参考資料（2）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	発動発電機運転 ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ駆動	排対型(2次基準) 定格容量(50/60Hz)450/500kVA	単位	日	数量	1	単価	92,300

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
軽油		L	355	135	47,925	
発動発電機損料 ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ駆動	排対2次 定格容量(50/60Hz)450/500kVA	供用日	1.18	37,600	44,368	
諸雑費（まるめ）		式	1		7	
計					92,300	
単価					92,300	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	側溝清掃車運転		単位	日	数量	1	単価	99,690

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（　一般）		人	1	27,744	27,744	
軽油		L	84	135	11,340	
側溝清掃車［ブロワ式］	ホッパ収集容量９．０ｍ３　風量４０ｍ３／ｍｉｎ	供用日	1	60,600	60,600	
諸雑費（まるめ）		式	1		6	
計					99,690	
単価					99,690	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	油圧式杭圧入引抜機運転	圧入(Nmax≦25) 10H型	単位	日	数量	1	単価	248,100

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
軽油		L	171	135	23,085	
油圧式杭圧入引抜機［エンジン式ユニット］	排ガス２０１４年規制　ハット形　圧入１０００ｋＮ	供用日	1.49	151,000	224,990	
諸雑費（まるめ）		式	1		25	
計					248,100	
単価					248,100	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ラフテレーンクレーン運転	25t吊 排出ｶﾞｽ対策型(第3次基準値)	単位	日	数量	1	単価	96,380

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）		人	1	32,844	32,844	
軽油		L	92	135	12,420	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	排出ガス対策型（第３次基準）最大吊上能力２５ｔ吊	供用日	1.49	34,300	51,107	
諸雑費（まるめ）		式	1		9	
計					96,380	
単価					96,380	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	バックホウ（クローラ型）運転		単位	日	数量	1	単価	59,510

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）		人	1	32,844	32,844	
軽油		L	119	135	16,065	
バックホウ（クローラ）［標準・クレーン機能付き］	バケット容量０．８ｍ３　吊能力２．９ｔ吊	日	1.06	10,000	10,600	
諸雑費（まるめ）		式	1		1	
計					59,510	
単価					59,510	円／日

参考資料（2）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	仮囲い設置		単位	m	数量	10	単価	4,970

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木 一般世話役		人	0.27	35,496	9,583	
特殊作業員		人	0.541	31,518	17,051	
普通作業員		人	0.541	27,336	14,788	
諸雑費（率＋まるめ） 20%		式	1		8,278	
計					49,700	
単価					4,970	円／m

参考資料（2）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	仮囲い撤去		単位	m	数量	10	単価	4,127

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木 一般世話役		人	0.25	35,496	8,874	
普通作業員		人	1	27,336	27,336	
諸雑費（率＋まるめ） 14%		式	1		5,060	
計					41,270	
単価					4,127	円／m

共通仮設費

主たる工種

単独（追加工事）：海岸工事　　合算工事：0

対象工事費	130,855,533	直接工事費	107,195,533	準備費	0	事業損失	23,660,000
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	16,790,720	現工事	0	合算工事	0

非対象額計（－）	37,225,064	
管理費区分１	0	（橋梁、ＰＣ桁、門扉、ポンプ等購入費）
管理費区分２，７	0	（工場原価）
管理費区分５	0	（一般管理費等のみ対象額）
管理費区分９	23,660,000	（間接費非対象額）
管理費区分Ｔ	13,565,064	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額）
対象額　支　給　品（＋）	326,340	
無償貸付機械評価額（＋）	0	

共通仮設費対象額

単独（追加工事）	93,956,809	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く共通仮設費対象額	90,731,153		0		0

共通仮設費（率分）

率（補正前）	7.13 %		0 %		
施工地域等補正	1.2	ICT施工補正	1		
率（補正後）	8.73 %	（8.56% × 週休1.02）			
計上額	8,202,000		0		0

比較結果	当該追加工事	A		
	0	0	調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	90,731,153	直接工事費	107,195,533		
非対象額計（－）	16,790,720				
管理費区分１	0	（橋梁、ＰＣ桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分２，７	0	（工場原価）			
管理費区分５	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分９	0	（間接費非対象額）			
管理費区分Ｔ	16,790,720	（直接工事費に含まれる処分費等）			
対象額　支　給　品（＋）	326,340				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（Ｐｉ）					
単独（追加工事）	90,731,153	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	1.86 %		0 %		0 %
施工地域等補正	市街地				
率（補正後）	1.86 %				
計上額	1,687,000		0		0
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	34,028,824				
運搬費	557,424	準備費	0	事業損失防止施設費	23,660,000
安全費	0	役務費	0	技術管理費	9,811,400
営繕費	0	現場環境改善費	0		

共通仮設費計	43,917,824

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	151,113,357	単独（追加工事）直接工事費	107,195,533	単独（追加工事）共通仮設費	43,917,824
非対象額計（－）	47,036,464				
管理費区分２，７	0	（工場原価）			
管理費区分５	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分９	33,471,400	（間接費非対象額）			
管理費区分Ｔ	13,565,064	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額）			
対象額　支　給　品（＋）	326,340				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	104,403,233	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	101,177,577		0		0
現場管理費対象純工事費 （調整工事入力で使用）					
率（補正前）	22.6 %		0 %		0 %
施工地域等補正	1.1				
施工時期補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率（補正後）	25.61 %	（24.86% × 週休1.03）	0 %		
計上額	26,737,000		0		0
			6,274,008	（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）	
比較結果　当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

一般管理費等（当初）

事務所名	京浜河川事務所　工務課			工事番号	2025040027　　第　0　回変更
発注年月	令和08年02月	契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	主工種	海岸工事

工事原価	177,850,357						
純工事費	151,113,357	現場管理費	26,737,000	工期延長等に伴う現場維持費		0	
非対象額計（一）	47,036,464						
管理費区分９	33,471,400	（支給品を除く間接費非対象額）					
管理費区分Ｔ	13,565,064	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額）					
一般管理費等対象工事原価							
単独（追加工事）	130,813,893	現工事	0		合算工事	0	
全処分費等を除く							
一般管理費等対象工事原価	127,588,237	現工事	0		合算工事	0	
（調整工事入力で使用）							
前払金支出割合による補正係数	1	現工事					
財団法人等による補正係数	1						
契約保証に係る一般管理費対象工事原価	130,813,893						
契約保証に係る補正値	0.04　％						
一般管理費率							
単独（追加工事）	17.73　％	現工事	0　％		合算工事	0　％	

一般管理費	23,239,643	
業務委託料等	0	
調査基準価格	201,707,000	
調査基準価格の100/110	183,370,000	（ 91.19　％）

工　事　数　量　総　括　表

工 事 名　　Ｒ７鶴見川左岸菅沢町地盤改良工事

国土交通省 関東地方整備局
京浜河川事務所　工務課

工事数量総括表

工事名	Ｒ７鶴見川左岸菅沢町地盤改良工事　　（当　　初）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
堤防･護岸		式		1		
地盤改良工		式		1		
固結工		式		1		
高圧噴射攪拌（排泥式）	φ3.5m 改良長9.4m 削孔長11.0m	本		6		
高圧噴射攪拌（排泥式）	φ3.5m 改良長9.4m 削孔長11.4m	本		8		
高圧噴射攪拌（排泥式）	φ3.5m 改良長9.4m 削孔長9.6m	本		2		
高圧噴射攪拌（排泥式）	φ3.5m 改良長8.5m 削孔長9.2m	本		6		
注入設備据付・解体		式		1		
汚泥運搬･処分		m3		1,460		
矢板工		式		1		
作業土工		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７鶴見川左岸菅沢町地盤改良工事　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
床掘り	土砂	式		1		
埋戻し	土砂	式		1		
積込(ﾙｰｽﾞ)	土砂　土量50,000m3未満	式		1		
土砂等運搬 現場～仮置場	土砂(岩塊･玉石混り土含む)	式		1		
土砂等運搬 仮置場～現場	土砂(岩塊･玉石混り土含む)	式		1		
整地	残土受入れ地での処理	式		1		
矢板工		式		1		
逸泥防止用鋼矢板	10H型 L=11.5m	枚		32		
油圧式杭圧入引抜機据付･解体		式		1		
矢板撤去工		式		1		
鋼矢板撤去	10H型 切断含む	枚		32		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７鶴見川左岸菅沢町地盤改良工事　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
現場発生品運搬	鋼矢板	式		1		
光ｹｰﾌﾞﾙ工		式		1		
作業土工		式		1		
床掘り	土砂	式		1		
埋戻し	土砂	式		1		
積込(ﾙｰｽﾞ)	土砂　土量50,000m3未満	式		1		
土砂等運搬 現場～仮置場	土砂(岩塊･玉石混り土含む)	式		1		
土砂等運搬 仮置場～現場	土砂(岩塊･玉石混り土含む)	式		1		
整地	残土受入れ地での処理	式		1		
光ｹｰﾌﾞﾙ撤去工		式		1		
光地中配線撤去	SM 100C 4心ﾃｰﾌﾟｽﾛｯﾄ型	m		284		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７鶴見川左岸菅沢町地盤改良工事　　（当　　初）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
配管撤去	FEP 管径 80mm 4条	m		20		
光ｹｰﾌﾞﾙ仮設工		式		1		
配管設置(ころがし)	FEP 管径 80mm 1条	式		1		
光地中配線 支給品	SM 100C 4心ﾃｰﾌﾟｽﾛｯﾄ型	式		1		
光ｹｰﾌﾞﾙ接続	SM 100C 4心ﾃｰﾌﾟｽﾛｯﾄ(25ﾃｰﾌﾟ)	式		1		
光ｹｰﾌﾞﾙ試験	接続損失 SM 100C	式		1		
光ｹｰﾌﾞﾙ試験	伝送損失 SM 100C	式		1		
光地中配線撤去	SM 100C 4心ﾃｰﾌﾟｽﾛｯﾄ型	式		1		
配管撤去(ころがし)	FEP 1条 管径 80mm	式		1		
光ｹｰﾌﾞﾙ敷設工		式		1		
配管設置(埋設部) 再使用	FEP 管径 80mm 4条	m		20		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７鶴見川左岸菅沢町地盤改良工事	（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
埋設標識ｼｰﾄ敷設	W=600 2倍	m		20		
配管付属品		式		1		
光地中配線	SM 100C 4心ﾃｰﾌﾟｽﾛｯﾄ	m		284		
光ｹｰﾌﾞﾙ接続	SM 100C 4心ﾃｰﾌﾟｽﾛｯﾄ(25ﾃｰﾌﾟ)	箇所		1		
光ｹｰﾌﾞﾙ試験	接続損失 SM 100C	対向		1		
光ｹｰﾌﾞﾙ試験	伝送損失 SM 100C	方向		1		
運搬処理工		式		1		
現場発生品運搬	光ｹｰﾌﾞﾙ	式		1		
構造物撤去工		式		1		
構造物取壊し工		式		1		
ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物取壊し 無筋構造物	Co削孔 φ300 H=480	箇所		2		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７鶴見川左岸菅沢町地盤改良工事　　（当　　初）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物取壊し 無筋構造物	Co削孔　φ300 H=150	箇所		6		
運搬処理工		式		1		
殻運搬	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	m3		0.1		
殻処分	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	t		0.3		
復旧工		式		1		
ｺﾝｸﾘｰﾄ復旧工		式		1		
無収縮ﾓﾙﾀﾙ	ｾﾒﾝﾄ系無収縮ﾓﾙﾀﾙ 24N/mm2以上	式		1		
仮設工		式		1		
仮橋・仮桟橋工		式		1		
仮設架台	ｽﾗｲﾄﾞ式架台	式		1		
防護施設工		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７鶴見川左岸菅沢町地盤改良工事　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
仮囲い	H=3.0m	式		1		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員		式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
運搬費		式		1		
仮設材運搬費		式		1		
事業損失防止施設費		式		1		
家屋調査費		式		1		
技術管理費		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７鶴見川左岸菅沢町地盤改良工事　　（当　　初）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
地質調査費		式		1		
六価ｸﾛﾑ溶出試験費		式		1		
現場環境改善費（率計上）		式		1		
共通仮設費（率計上）		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

Ｒ７鶴見川左岸菅沢町地盤改良工事

（　当　　初　）　請負工事費計算書

(1)直接工事費	107,195,533		
(2)共通仮設費	43,917,824		
(3)純工事費 (1)+(2)	151,113,357		
(4)現場管理費	26,737,000		
(5)工期延長等に伴う現場維持等の費用	0	(16)工場製作純工事費	0
		(17)工場管理費	0
(6)工事原価 (3)+(4)+(5)+(18)	177,850,357	(18)工場製作原価 (16)+(17)	0
(7')一般管理費等(計上額)	23,239,643	((7)一般管理費等(計算額)	23,245,628)
(8')その他費目計	0		
(9)業務委託料等	0		
(10)工事価格 (6)+(7')+(8')+(9)（万円未満切り捨て）	201,090,000		

(11)消費税相当額	20,109,000
(12)請負工事価格 (10)+(11)	221,199,000
(13)入札書比較価格 (請負工事費の100/110)	201,090,000
(14)調査基準価格	201,707,000
(15)調査基準価格の100/110 (万円未満切り捨て)	183,370,000

Ｒ７鶴見川左岸菅沢町地盤改良工事

特記仕様書

令和８年３月

国土交通省関東地方整備局

京浜河川事務所

第１章　総則

第１条　　適用

１．この特記仕様書は、関東地方整備局 土木工事共通仕様書(令和７年度版)(以下「共通仕様書」という。)でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。

２．この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。

３．この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下URLよりダウンロードするものとする。

URL　https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html

４．本工事における「条件明示」については、別紙－１「明示項目および明示事項」に記載のとおりとする。

第２条　　主任技術者等（契約書第１０条）

本工事の主任技術者又は監理技術者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

第３条　　主任技術者等の専任期間

１．契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。

２．契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。

３．工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。

第４条　　専任特例１号の場合の監理技術者又は主任技術者の配置

本工事は、建設業法第 26 条第３項第一号の規定の適用を受ける監理技術者又は主任技術者の配置は認めない。

第５条　　専任特例２号の場合の監理技術者の配置

１．本工事において、建設業法第２６条第３項第二号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例２号の場合の監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（１）～（８）の要件を全て満たさなければならない。

（１）建設業法第２６条第３項第二号による監理技術者の職務を補佐する者

（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。

（２）監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第２７条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例２号の場合の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

（３）監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

（４）同一の専任特例２号の場合の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に２件までとする。なお、専任特例１号の場合の監理技術者又は主任技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。

（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。）

（５）専任特例２号の場合の監理技術者が兼務できる工事は東京都内（島しょ部除く）及び神奈川県内の工事でなければならない。

（６）専任特例２号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

（７）専任特例２号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

（８）監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

２．現場の安全管理体制について、平成７年４月２１日付基発第２６７号の２「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とすること。」とされていることから、施工体制に留意すること。

３．本工事の監理技術者が専任特例２号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。

１）監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者の合格証の写しなど）

２）監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類（監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料（いずれも写し可））

３）専任特例２号の場合の監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類（ＣＯＲＩＮＳの写し）

４．本工事の監理技術者が専任特例２号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事となった場合、第１項（５）～（８）について施工計画書へ記載し、提出すること。

５．本工事において、専任特例２号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を

行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ（ＣＯＲＩＮＳ）への登録・修正を適切に行うこと。

第６条　　コリンズ（CORINS）への登録

１．工事カルテの作成、登録については、土木工事共通仕様書「1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録」によるものとする。

２．受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不誠実な行為（一括下請負等）が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。

３．技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

第７条　　コリンズ（CORINS）への位置情報の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系（JGD2024）に準拠する。

起点　神奈川県横浜市鶴見区　緯度　35° 30’ 45”　経度　139° 41’ 12”

終点　神奈川県横浜市鶴見区　緯度　35° 30’ 45”　経度　139° 41’ 13”

第８条　　コリンズ（CORINS）への工事概要の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にすること。

記載例）複写

本工事は、鶴見川左岸２．４―７０～２．４－９０k付近における、地盤改良工事である。　主な工種は地盤改良工であり、２２本を予定している。

第９条　　コリンズ（CORINS）への設計業務名及びテクリス番号の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、設計業務名およびテクリス番号を登録すること。設計業務名およびテクリス番号については以下のとおりとする。

記載例）

コリンズへ登録する業務名およびテクリス番号

業務名	テクリス番号
Ｒ４ 鶴見川護岸設計等業務	4050466974

第１０条　施工体制台帳

工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に、工事発注の契約を行った工

事の監理技術者、主任技術者（工事成績優秀企業に認定された下請負を含む）は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線（黄色もしくは橙色の帯線でも可）を名札上部に印刷することが出来るものとする。



注意１）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。
注意２）所属会社の写真とする。

第１１条　調査・試験に対する協力（低入札価格調査制度調査対象工事について）

１．契約担当官等が工事の中間において技術検査の必要を認めた場合は、速やかに監督職員の指示に従い、検査を受けなければならない。なお、検査は工事請負契約書及び共通仕様書に適用する条項に準じて行うものとする。

２．予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は下記の調査に協力しなければならない。

受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事 においては共通費実態調査票）の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。

受注者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては共通費実態調査票）の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。

工事コスト調査（調査結果でも可）に係る資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又は京浜河川事務所のホームページにより公表する。

低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。

なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了後に、工事成績評点を通知する。公開資料は以下のとおり。

資料名	内　容
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施行可能となる理由を示した資料
比較表－１	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－２	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－３	元請の手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表－４	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表－５	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表－６	労務者確保計画の当初と実績の比較表

比較表－７	工種別労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表－８	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査(工事費)	元請、下請の工事費内訳

注）特記仕様書に別紙様式等を添付する場合には必ず別紙様式－０（公表資料）を添付すること

第１２条　低入札契約におけるモニターカメラの設置

本工事は、予算決算及び会計令第８５条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、工事の監督補助としてモニターカメラの設置を行う対象工事とする。

なお、モニターカメラの設置費用については、発注者の負担によるものとする。

第１３条　不可視部分の出来形管理について

予算決算及び会計令第８５条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、以下に示す工種の不可視部分について、ビデオカメラを用いた出来形管理を行うこととし、撮影した映像については監督職員に提出するものとする。

①　地盤改良工

第１４条　工事書類の作成

１．工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル（令和７年３月）」に基づき実施するものとする。

２．工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和７年３月）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担　の明確化、書類の削減等に留意すること。

３．「工事関係書類一覧表」（別紙様式－１５）により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。
また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。

４．電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第１５条　設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和７年３月」によるものとする。

第１６条　情報共有システムの活用

１．本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」（令和７年３月版）に基づき実施すること。

２．受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。

・工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev5.7）
令和７年３月版　国土交通省（国土技術政策総合研究所）

３．監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーＩＤ数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。

４．受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。

①　情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨

②　サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨

③　②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨

５．受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第１７条　「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」の設置

本工事は、「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」（以下、「三者会議」という。）の対象工事では無いが、受注者から「三者会議」の開催を要請した場合、明らかに会議開催の必要性が乏しいと判断される場合を除き、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者、施工者（工事受注者）の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う「三者会議」を開催するものとする。

受注者は、「三者会議」の開催を要請する場合、監督職員と協議するものとする。

「三者会議」の運用にあたっては、「設計・施工技術連絡会議（「三者会議」）運用方針」（http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html）によるものとする。

第１８条　　設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。

「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針 」（http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html）によるものとする。

第１９条　　工事環境の改善

本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。

ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html に掲載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第２０条　　ワンデーレスポンス

１．この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。

・「ワンデーレスポンス」とは

受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。

２．受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。

３．受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

４．ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和５年１２月）に基づき、取り組むものとする。

５．効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第２１条　　契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。

受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第２２条　設計図書の変更等

設計変更等については、契約書第１８条から第２５条及び共通仕様書共通編１－１－１６から１－１－１８に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和７年３月」によることとする。

第２３条　スライド条項

工事請負契約書第２６条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が不適当となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不適当となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第２４条　支給材料及び貸与物件

支給材料の名称、規格、数量、支給場所等を記載する。

品　目	規　格	単　位	数　量	支　給　場　所	摘　要
光ｹｰﾌﾞﾙ	SM-SZ100C 4心ﾃｰﾌﾟｽﾛｯﾄ	m	294	京浜河川事務所敷地内 （神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央2-18-1） （運搬距離L=2.0km以下）	

なお、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第２５条　工事現場発生品

１．施工箇所から発生する光ケーブルの引渡し場所は、京浜河川事務所敷地内（運搬距離L=2.0km）とする。

２．現場発生品は下表のとおりとする。

品　目	規　格	単位	数量	引　渡　場　所	運搬距離	摘　要
光ｹｰﾌﾞﾙ	SM-SZ100C 4心ﾃｰﾌﾟｽﾛｯﾄ	m	284	京浜河川事務所敷地内 （神奈川県横浜	L=2.0k以下	

				市鶴見区鶴見中央2-18-1)		

なお、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

3．現場発生品のうち光ケーブルは、別工事に再使用するものとする。ただし、破損等が甚大で再使用できないものについては監督職員の確認を受けなければならない。

第２６条　公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領(土木)

1．本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律((平成12年法律第104号最終改正令和4年6月17日法律68号)。以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「８解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし工事発注後に明らかになった事情により予定した条件により難い場合は監督職員と協議するものとする。

（１）　分別解体等の方法

	工程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 ■有　□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有　□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有　□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑥その他 (構造物撤去工)	その他の工事 ■有　□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用

再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃物の種類	施設の名称	所　在　地
ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	東洋建材株式会社	神奈川県横浜市旭区善部町92-1外33筆

上記（２）については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではな

い。なお、受注者の提示する施設と異なる場合でも設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項については、監督職員と協議の上、契約変更の対象とすることができる。

受入時間

・東洋建材株式会社：8時00分～18時00分

・京浜ﾘｻｲｸﾙｾﾝﾀｰ前田道路(株)川崎合材工場：8時00分～17時00分

2．受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。なお、書面は「建設リサイクルガイドライン(平成14年5月)」に定めた様式1〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式2〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。

・再資源化等が完了した年月日

・再資源化等をした施設の名称及び所在地

・再資源化等に要した費用

3．工事発注後に明らかになった事情により予定していた条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第２７条　建設リサイクル法第11条通知の徹底

受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号）第11条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を監督職員より受領した後に、工事着手（建設リサイクル法第10条第1項に規定する工事着手をいう。）するものとする。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議の上決定するものとする。

第２８条　コンクリート副産物から再生された資源について

1．コンクリート副産物から再生された資材を利用する場合には、「コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準」によるものとする。

2．受注者は、コンクリート副産物から再生された資材の利用を希望する場合は、工事着手時にその適用の有無を監督職員と協議するものとする。

3．受注者は、工場が発行する再生骨材コンクリートの配合計画書及び納入書を整備および管理し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

4．受注者は、再生骨材コンクリートの品質を確かめるための検査をJIS A 5022（再生骨材Mを用いたコンクリート）、JIS A 5023（再生骨材Lを用いたコンクリート）により実施しなければならない。また、再生骨材Mを用いたプレキャストコンクリート製品の検査については、JIS A 5365（プレストキャストコンクリート製品－検査方法通則）により実施しなければならない。なお、生産者等に検査のため試験を代行させる場合は受注者がその試験に臨場しなければならない。

5．再生骨材コンクリートの配合については、「土木工事共通仕様書第１編３－３－３

配合」に従うものとする。

第２９条　施工管理

１．本工事の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値(令和７年度版)によるものとする。なお、この管理基準により難い場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。

２．本工事の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準(令和７年度版)によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。

３．本工事の施工管理における適用工種毎の基準類は、ＩＣＴ活用工事実施要領(令和７年３月改定)の関連要領等一覧

（ＵＲＬ「https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html」）によるものとする。

第３０条　デジタル工事写真の小黒板情報電子化について

デジタル工事写真の小黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

工事では、以下の１．から４．の全てを実施することとする。

１．対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、関東地方整備局土木工事写真管理基準(令和７年度版)(以下、写真管理基準)「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア、（一社）施工管理ソフトウェア産業協会、 https://www.jcomsia.org/kokuban

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない

２．デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入

受注者は、同条１．の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、

被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。
ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

３．小黒板情報の電子的記入の取扱い
本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準（以下、デジタル写真管理情報基準）に準ずるが、同条２．に示す小黒板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6.写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

４．小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品
受注者は、同条２．に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黒板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は改ざん検知機能（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。
また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでもよい。
【チェックツールの事例】
信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会
<https://www.jcomsia.org/kokuban>
※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。なお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第３１条　ＩＣＴ活用工事（地盤改良工）について

１．ＩＣＴ活用工事
本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ＩＣＴ施工技術の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について３次元データを活用するＩＣＴ活用工事の対象工事である。

２．定義
（１）i-Constructionとは、ＩＣＴの全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みである。本工事では、施工者の希望により、その実

現に向けてＩＣＴ施工技術を活用した工事（ＩＣＴ活用工事）を実施するものとする。

（2）ＩＣＴ活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ＩＣＴ施工技術を全面的に活用する工事である。また、以下の①～⑤の全ての段階でＩＣＴ施工技術を活用することをＩＣＴ活用工事という。

対象は、土工を含む一般土木工事とする。

① ３次元起工測量
② ３次元設計データ作成
③ ＩＣＴ建設機械による施工
④ ３次元出来形管理等の施工管理
⑤ ３次元データの納品

３．受注者は、ＩＣＴ施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に以下４～８によりＩＣＴ施工技術の活用を行うことができる。

４．原則、本工事においては上記①～⑤の全ての段階でＩＣＴ施工技術を活用することとし地盤改良工の施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容及び対象範囲を監督職員と協議するものとする。なお、実施内容等については施工計画書に記載するものとする。

５．ＩＣＴ施工技術を用い、以下の施工を実施する。

① ３次元起工測量

受注者は、３次元測量データを取得するため、以下１）～７）から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、施工現場の環境条件により、面的な計測のほか、管理断面及び変化点の計測による測量を選択できる。

また、地盤改良の前施工としてＩＣＴ土工等が行われる場合、監督職員との協議の上、その起工測量データ、施工用データを活用することができるものとし、ＩＣＴ活用工事とする。

１）空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
２）地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
５）ＴＳ等光波方式を用いた起工測量
６）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
７）ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた起工測量
８）その他３次元計測技術を用いた起工測量

② ３次元設計データ作成

受注者は、５．①で得られた測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、ＩＣＴ建設機械による施工、及び３次元出来形管理を行うための

３次元設計データを作成する。なお、ＩＣＴ地盤改良工の３次元設計データとは、「施工履歴データを用いた出来形管理要領（表層安定処理等・中層地盤改良工事編）（固結工 スラリー撹拌工 編）」で定義する地盤改良設計データのことを言う。

③　ＩＣＴ建設機械による施工

５．②で作成した３次元設計データを用い、以下１）２）に示すＩＣＴ建設機械を作業に応じて選択して施工を実施する。

１）３次元ＭＧ機能を持つ地盤改良機※

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する３次元マシンガイダンス技術を用いて、地盤改良を実施する。

２）３次元ＭＣまたは３次元ＭＧ建設機械※

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する３次元マシンコントロール技術または、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する３次元マシンガイダンス技術を用いて、地盤改良を実施する。

※ＭＣとは「マシンコントロール」、ＭＧとは「マシンガイダンス」の略称である。

④　３次元出来形管理等の施工管理

５．③による工事の施工管理において、以下１）の出来形管理行うものとする。

１）施工履歴データを用いた出来形管理

受注者は地盤改良の出来形管理について施工履歴データにより行うこととするが、改良土を盛立てるなど履歴データによる管理が非効率となる部分について監督職員との協議の上、従来手法による出来形管理を行っても良い。ただし改良範囲の施工履歴データは⑤ によって納品するものとする。

⑤　３次元データの納品

５．①②④により作成した３次元データを工事完成図書として電子納品する。

６．上記５．①～④の施工を実施するために使用するＩＣＴ機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。発注者は、３次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成したＣＡＤデータを受注者に貸与する。また、ＩＣＴ施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

７．土木工事施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来

形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。

8．本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第３２条　　ＩＣＴ活用工事における適用（用語の定義）について

・図面

図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図、３次元モデルを復元可能なデータ（以下「３次元データ」という。）等をいう。

なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。

第３３条　　ＩＣＴ活用工事の費用について

1．受注者が、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までにＩＣＴ活用の具体的な工事内容・数量及び対象範囲について明示し、発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合、ＩＣＴ施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき各段階を設計変更の対象とする。

・ＩＣＴ活用工事（地盤改良工）（安定処理）積算要領
・ＩＣＴ活用工事（地盤改良工）（中層混合処理）積算要領
・ＩＣＴ活用工事（地盤改良工）（スラリー撹拌工）積算要領
・ＩＣＴ活用工事（地盤改良工）（ペーパードレーン工）積算要領
・ＩＣＴ活用工事（地盤改良工）（サンドコンパクションパイル工）積算要領

（１）３次元起工測量・３次元設計データの作成費用

３次元起工測量・３次元設計データの作成（修正含む）を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

なお、受注者から見積りの提出がない場合は、「３次元起工測量・３次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

また、「３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、補正係数を乗じない共通仮設費率及び現場管理費率に含まれているため、費用の計上はしないものとする。

2．施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

第３４条　　ＩＣＴ活用工事の活用効果等に関する調査

ＩＣＴ活用工事を行った施工者は、活用目的等の把握のための「ＩＣＴ活用工事の活用効果等に関する調査」の対象であり、別途監督職員より指示される調査票に

基づき実施するものとする。

施工者は、工事完了後直ちに調査票を監督職員へ提出・確認後、発注者が指示するメールアドレスまで調査票を電子メールにより提出すること。また調査票の聞き取り調査等を実施する場合はこれに協力するものとする。

調査費用については当初は計上していないため、設計変更の対象とする。

第３５条　現場環境改善（快適トイレの設置）

１．内 容

受注者は、現場に以下の（１）～（11）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

（12）～（17）については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

（１）洋式（洋風）便器

（２）水洗及び簡易水洗機能
（し尿処理装置付き含む）

（３）臭い逆流防止機能

（４）容易に開かない施錠機能

（５）照明設備

（６）衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を５kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

（７）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示

（８）周囲からトイレの入口が直接見えない工夫

（９）サニタリーボックス
（女性用トイレに必ず設置

（10）鏡と手洗器

（11）便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

（12）室内寸法 900㎜×900㎜ 以上（面積ではない）

（13）擬音装置（機能を含む）

（14）着替え台

（15）臭気対策機能の多重化

（16）室内温度の調整が可能な設備

（17）小物置き場
トイレットペーパー予備置き場等）

２．快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記１の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、

見積書を提出するものとする。
【快適トイレに求める機能】（１）～（６）及び【付属品として備えるもの】（７）～（11）の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。
なお、設計変更数量の上限は、男女別で各１基ずつ２基／工事（施工箇所）※までとする。
また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、２基／工事（施工箇所）※より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、別途計上は行わない。
※「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事や施工延長が長いなどのトイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所で計上できるものとする。

３．快適トイレの「質の向上」に要する費用
快適トイレの「質の向上」として、積算上限額を超える費用について現場環境改善費（率）を充当することができる。現場環境改善費（率）の充当を希望する場合は、上記２．の協議時に見積書を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとする。
なお、現場環境改善費（率）を充当することにより、特記仕様書に明示されたその他の費目の実施が困難な場合には、実施費目数の変更を合わせて協議することとする。

４．その他
快適トイレの手配が困難の場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第３６条　BIM/CIM 適用工事について

本工事は、BIM/CIM 適用工事（受注者希望型）である。受注者が希望する場合、３次元モデルの活用を提案することができる。詳細については、受発注者で協議し実施する。

（参考）３次元モデル作成の目安

詳細度	**２００～３００程度※1** **※1　構造形式がわかるモデル～主構造の形状がわかるモデル**
属性情報	**３次元形状データが何を表すかを識別する情報をオブジェクトごとに属性情報として設定する（BIM/CIM 取扱要領「附属資料２　オブジェクト分類」を参照）。**

１．BIM/CIM 実施計画書の作成
受発注者において、BIM/CIM の実施内容や、納品方法等を協議し決定した結果を
「BIM/CIM 実施計画書」として整理し、提出する。内容に変更が生じた場合は、受
発注者間で協議し、BIM/CIM 実施（変更）計画書を作成する。

また、作成したBIM/CIM実施計画書（変更含む）に基づき、本工事を実施する。

１）工事概要

２）整理すべき課題

３）BIM/CIMの実施内容（３次元モデルの活用内容、期待する効果等）

４）３次元モデルの作成仕様（作成範囲、詳細度、属性情報、別業務等で作成された３次元モデルの仕様等）

５）３次元モデル作成に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類

６）３次元モデル閲覧、データ共有ができるソフトウェアの種類、成果物の納品ファイル形式

７）３次元モデルの作成・活用に要する費用

２．BIM/CIM実施報告書の作成

BIM/CIM実施計画書に基づき実施した内容について、BIM/CIM実施報告書を作成する。以下の内容をBIM/CIM実施計画書に追記して作成する。

８）後段階への引継事項（データかつ用事の留意点、更なる検討が必要な内容、２次元図面との整合等）

９）省人化の効果（前段階から引き継いだデータの活用により省人化した効果、３次元での検討により省人化した効果等）

３．成果物の納品

以下の内容を納品する。様式については別添資料を参照すること。

１）BIM/CIM 実施計画書・見積書（変更含む）

２）BIM/CIM 実施報告書（３次元モデル作成引継書シート、３次元モデル照査時チェックシートを含む）

３）作成した３次元モデル（オリジナルデータ、標準的なデータ形式（J-LandXML形式、IFC 形式）、統合モデル、動画等）

４．その他

最新の情報はBIM/CIMポータルサイト（https://www.nilim.go.jp/lab/qbg/bimcim/bimcimindex.html）で提供されているので、適宜参照すること。

第３７条　DX データセンターの使用

本工事はDX データセンターを使用することで、VDI による専用ソフトの利用及び受発注者間のデータ共有の円滑化を図る工事である。

３次元モデルを活用するにあたり、受注者が希望する場合、国土技術政策総合研究所が運用する DX データセンターにインストールされている専用ソフトウェアを使用することができる。

ＤＸデータセンター内の有償ソフトウェアを使用する場合は、受注者が有償ソフトウェアの使用契約手続きを行うものとする。

なお、ＤＸデータセンターの詳細については、ＤＸデータセンターの参考資料（https://dxportal.nilim.go.jp/exonym/reference）及びポータルサイト

(https://dxportal.nilim.go.jp/exonym) を参照すること。

第３８条　工事中の安全確保

１．工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。
なお、令和７年度における重点的安全対策項目は以下の７項目である。

Ⅰ．架空線等上空施設の損傷事故防止
Ⅱ．建設機械等の稼働に関連した人身事故防止
Ⅲ．資機材等の下敷きによる人身事故防止
Ⅳ．足場・法面等からの墜落事故防止
Ⅴ．地下埋設物の損傷事故防止
Ⅵ．第三者の負傷・第三者車両等に対する損害
Ⅶ．事故防止

２．受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。

① 労働安全衛生法第 19 条の２に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育
② 労働安全衛生法第 60 条の２に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
③ 厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育

３．工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の方法の概要 及び 工事等を行う場合における道路交通に対する措置について「道路工事保安施設設置基準（案）（令和６年２月）」に基づき監督職員へ確認を行うものとする。

４．工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。

５．工事期間中に配置する交通誘導警備員は、以下のとおり計上するものとする。
ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

工種	作業区分	交通誘導警備員(延人数)	備考
地盤改良工・矢板工（鶴見川左岸 22.4k 付近）	昼間作業	６６人(うち有資格誘導員０人)	交代要員なし
作業土工（末広防災拠点出入口）	昼間作業	２人(うち有資格誘導員０人)	交代要員なし

注)「交代要員含む」とは、休憩、休息時間についても交通整理を行う場合

6．UAV 等を使用する際の安全面への配慮について

受注者は、起工測量等において UAV 等を使用する場合、安全面への配慮として下記 URL に基づいて UAV 等を使用すること。

URL https://www.gsi.go.jp/KOUKYOU/sokuryosidou41042.html

第３９条　熱中症対策に資する現場管理費の補正

1．本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。

2．真夏日の考え方は下記のとおりである。

（1）真夏日の定義

日最高気温が 30℃以上の日を指す。

ただし､夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。

（2）試行にあたっての真夏日の計上の考え方

下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。

① 環境省が公表している暑さ指数（WBGT）が日最高 25℃以上の場合。
施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)が 25℃以上となる日を真夏日とみなす。

② 気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が30℃以上の場合。
施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が 30℃以上の日を真夏日とする。

③ 夜間工事については、作業時間帯の最高気温が 30℃以上の場合。
施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が 30℃以上、又は暑さ指数（WBGT）が 25℃以上の場合を真夏日とする。
なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としない。

上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

（3）工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

（4）基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。

当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。

なお、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。

（5）真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

・真夏日率 ＝ 基準日から工期末までの真夏日 ÷ 工期

（6）現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

・補正値（%） ＝ 真夏日率 × 補正係数※

※ 真夏日補正係数：1．2

第４０条　安全管理推進技術者等認定について

1．概要

関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下、「直轄工事」という）において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」（以下、「認定技術者」という）として認定する

2．認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。

・直轄工事にて、認定技術者として過去５回認定された者については、「優秀安全管理推進技術者」（以下、「優秀認定技術者」という）として認定する。

3．認定技術者の認証

・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」という）を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等に使用（印刷、シール）することができる。

・紛失等による認定書の再発行は行わない。

・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。

4．認定技術者の認証期間

認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

5．不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成後、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

第４１条　出水期間中の現場管理及び施工について

本工事における出水期間中の現場管理及び施工については、土木工事共通仕様書第１編「１－１－１－３０工事中の安全確保」に基づき、作業員、仮設物及び資機材等の退避及び流出防止等、施工中の退避時の措置等(以下「防災措置等」という。)必要な対策を講ずるものとする。

なお、上記については、土木工事共通仕様書第１編「１－１－１－６施工計画書」に基づき、施工計画書に記載の上、設計審査会で確認したうえで、監督職員に提出するものとする。

また、気象情報や河川水位の収集及び伝達方法等についても施工計画書に記載するものとする。なお、施工計画書に記載すべき標準的な項目については、別紙－６を参考にすること。

防災措置に要する費用については第２２条の設計変更ガイドラインに基づき設計変更の対象とする。

第４２条　出水期間施工中の退避時の措置について

施工は全範囲を一度に行うことなく、気象状況等を把握しつつ速やかに必要な措置（埋め戻し等）を行える範囲としなければならない。施工範囲、方法、措置を行う時期等については、施工計画書に記載し設計審査会で確認したうえで監督職員に提出するものとする。

なお、退避時の措置等に要した費用については、監督職員と協議するものとする。

第４３条　交通誘導警備員の資格

交通誘導警備員については、資格者（警備業法第 23 条に規定する都・県公安委員会の行う１級又は２級検定に合格した者）又は、経験１年以上の者を配置すること。

なお、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第４４条　事業損失防止施設

工事施工に伴い、工事箇所近隣の事前調査を下記の要領で行い、監督職員に報告しなければならない。なお、工事施工期間中、工事箇所近隣に被害があった場合には、速やかに状況を調査し、監督職員に報告しなければならない。

１．工事施工箇所の近隣の建物等について工事施工の事前調査を行い、その結果を提出するものとする。

調査件数は下記のとおりとし、契約変更の対象とする。なお、材料費等、旅費交通費を計上している。

区分		建築規模	事前	事後	単位
非木造建物	イ	400m2 以上 600m2 未満	2	—	棟
木造建物	A	130m2 以上 200m2 未満	5	—	棟

木造建物	A	200m2 以上 300m2 未満	2	—	棟
木造建物	A	70m2 以上 130m2 未満	17	—	棟
木造建物	A	70m2 未満	13	—	棟

詳細については、監督職員の指示によるものとし、調査内容、報告については次のとおりとする。

① 調査内容

柱、壁、屋根、基礎等の構造体及びタイル張面、建具等の傾斜や損傷状況と門、塀、コンクリート叩き、井戸等の工作物についても調査を行い、工事との因果関係が把握できるよう資料を作成するものとする。

② 報告書

調査区域の平面図、家屋調査一覧表（住所、所有者、構造等）家屋平面図等を取りまとめ、状況写真集とともに製本して２部提出するものとする。

第４５条　架空線等上空施設の事故防止対策について

架空線等上空施設が工事現場内等にある場合は、関係法令並びに、「公衆災害防止マニュアル（河川部運用案）【架空線等上空施設編】（平成２８年１２月 関東地方整備局 河川部）」等を参考とし、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。

なお、本マニュアルは関東地方整備局HP＞河川＞技術情報に掲載している。

（http://www.ktr.mlit.go.jp/river/gijyutu/index00000000.html）

第４６条　特定調達品目の調達実績について

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目（以下、「特定調達品目」という）の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

第４７条　低騒音型建設機械の使用

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和62年3月30日建設省経機第58号）に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第４８条　ディーゼル車排出ガス規制に適合した車輌の使用

１．受注者は、本工事現場で使用し又は使用される関係車輌（以下、本工事関係車　輌という。）が、埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県のディーゼル車排出ガス規制条例（以下、関係法令等という。）の　適用を受ける場合は、これに適合した車輌を使用しなければならない。

２．受注者は、本工事の施工に先立ち、本工事関係車輌の「ディーゼル車排出ガス規制に適合する車輌の使用」について、関係法令等の遵守を施工計画書に記載しなければならない。

３．受注者は、本工事関係車輌にディーゼル車を使用する場合には、車検証等のコピーを保管し、本工事関係車輌を把握しなければならない。

４．受注者は、取締りにより本工事関係車輌に違法行為等があった場合には、直ちに監督職員に報告しなければならない。

５．受注者は、資機材の搬出入等において、資材納入業者に関係法令等を遵守させるものとする。

第４９条　工事現場管理

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

１．積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。

２．さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。

３．過積載車輌、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。

４．取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。

５．建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。

６．以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第５０条　工事現場の現場環境改善

１．現場環境改善として実施する内容は、下記のとおりとするが、現場条件等により実施が困難になった場合には、監督職員と協議するものとする。

(1)仮設備関係 環境負荷の軽減を実施するものとする。

(2)営繕関係 現場事務所の快適化を実施するものとする。

(3)安全関係 盗難防止対策を実施するものとする。

(4)地域連携 社会貢献を実施するものとする。

２．現場環境改善については具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出するものとする。

３．主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策については、工事契約後、監督職員と協議するものとし、現場環境改善費（率）の50%を上限として設計変

更の対象とする。

第５１条　　工期

１．本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と実工事期間を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、別紙様式－１６により、工事の始期及び終期を通知すること。

余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結日の翌日から令和９年２月２６日まで

２．※ 契約締結後において、工期の始期の変更の必要が生じた場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。なお、条件の変更がない場合において、契約時に設定した工期の変更は行わない。

３．休日には、日曜日、祝日、年末年始休暇及び夏季休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。工期には、施工に必要な実日数（実働日数）に加えて以下の事項を見込んでいる。

① 準備期間	４０日間
② 後片付け期間	２０日間
③雨休率（猛暑日補正有り） （実働工期日数に休日と天候等による作業不能日※を見込むための係数　実働日数×係数）	１．７２

※雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日は以下の通りである。（当該工事の作業不能日ではない。）

イ）１日の降雨・降雪量が１０㎜/日以上の日：２９日間

ロ）８時から１７時までの WBGT 値が３１以上の時間を足し合わせた日数：３５日間

（少数第１位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数）

※猛暑日のみの日数：６日間

（過去５か年（2020 年～2024 年）の気象庁（横浜観測所）及環境省（横浜地点）のデータより年間の平均発生日数を算出（雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日））

４．本工事の工期は出水期間を含んでいる。

５．６月１日から１０月３１日を出水期間とし、河川区域及びその周辺で工事を行ってはならないが、下記に示す工種等においてはこの限りではない。なお、既存堤防の治水上の安全を下げないよう留意すること。

・準備・後片付け

・光ケーブル工（配管設置）

第５２条　　工事工程クリティカルパスの共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
② 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合
③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第５３条　　工事工程表の開示の試行工事

１．本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示するとともに、設計審査会等において工事工程クリティカルパスの共有や発注者が作成する工程と受注者が作成する工事工程の照合（クロスチェック）を行うことにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示の試行工事」である。
２．工事契約後、設計審査会等において、「前条　工事工程クリティカルパスの共有」により作成した工事工程表を確認し、受注者・発注者間でクリティカルパスの共有を行うものとする。
３．設計審査会等において、発注者が開示した工事工程表（別紙－５）との照合（クロスチェック）を実施し、必要に応じて工期延伸の判断について審査を行うなど、適正な工事工程の確保に努めるものとする。
４．本試行に関するアンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

第５４条　　週休二日の対応

１．本工事は、監督職員と受注者双方が工程調整を行うことにより、完全週休２日（土日）を達成するよう工事を実施する「現場閉所による週休２日制適用工事（完全週休２日）（受注者希望方式）」の試行工事である。
受注者は、工事契約後、完全週休２日（土日）の取組を希望するか判断の上、発注者に協議するものとし、希望しない場合は月単位の週休２日に取組むものとする。
２．週休２日の考え方は下記のとおりである。
１）週休２日

① 完全週休２日（土日）

対象期間内の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に土日に代わる現場閉所日（以下、「代替休日」という。）を設定することによって、土日に現場閉所を行ったとみなす。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。

② 月単位の週休２日

対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（８日/28 日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

２）対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

また、工事着手後、受注者の責によらず週休２日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して週休２日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。

３）現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて１日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

３．天候等を天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、１年単位の変形労働時間制を活用する場合は、１週４０時間または１日８時間を超える労働時間を設定した月は、週休２日工事の対象期間外とする。また１ 年単位の変形労働時間制の活用について施工計画書に反映し、労働基準監督署へ提出した下記の資料を提出すること。

・１年単位の変形労働時間制を活用する労働者とその使用者が締結した労使協定

・変更した就業規則

４．現場閉所を行うときは、監督職員へ事前に連絡すること。ただし、以下に該当する場合は、連絡は不要である。

① 施工計画書に記載した法定休日・所定休日の場合

② 週間工程会議等により監督職員が事前に把握している場合

③ 官公庁の休日の場合

完全週休２日（土日）の実施にあたり、受注者の責に寄らず土日に施工を行わざる

を得ない場合は、協議により、同一の週に代替休日を設定すること。なお、夜間工事の場合は作業に着手した日を作業日とみなす。
また、天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、１年単位の変形労働時間制を適用し休日を振り替える場合には、振替前後の日にちが把握出来るよう施工計画書に記載しておくこと。

５．監督職員は、受注者の月毎の現場閉所率の状況を適宜確認するものとし、受注者側の週休２日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、週休２日が確保できるよう改善に取り組むものとする。

６．工事完了後、週休２日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督職員に提出するものとする。

７．アンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

８．明らかに受注者側に月単位の週休２日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。

９．週休２日に掛かる費用については、当初予定価格から完全週休２日（土日）を達成した場合の補正係数を労務費、市場単価、土木工事標準単価、共通仮設費率、現場管理費率に乗じているが、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休２日（土日）が未達成の場合は、月単位の週休２日の補正係数に変更する。月単位の週休２日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。
完全週休２日（土日）の取組を希望しない場合は、月単位の週休２日の補正係数に変更する。また、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の週休２日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

第５５条　悪天候等により工期変更が必要となる場合の協議を簡素化する試行

１．受注者は、著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生し、工期内に工事を完成することが困難な場合はその理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。
著しい悪天候とは、当該工事の工期月の雨休率が、直近５カ年における工期月の雨休率の平均値を超える場合をいう。
工期月とは、工事着手日から工事完成予定日までの期間のうちの、工期の延長変更請求時までにかかる月（ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く）をいう。
なお、本工事の降雨降雪日は、横浜観測所（気象庁のデータ）における１日の降雨・降雪量が 10㎜ /日以上の日を想定している。

２．アンケート調査を行う場合は、これに協力すること。

第５６条　施工時期及び施工時間の変更

芦穂橋左岸上流側堤防天端道路出入口（芦穂橋左岸上流側堤防天端道路背後地の横浜市有地）については、現在道路管理者と協議中であり、協議の成立は令和８年４月上旬を予定している。

第５７条　　工事支障物件

本工事区間において、京浜河川事務所にて施工した既設護岸の鋼矢板の斜め控え杭（H鋼）及び情報管路（光ケーブル）埋設されているため、これらに留意し施工するものとする。なお、上記を含む既設構造物等により工事に支障が生じる場合は、監督職員と協議するものとする。

第５８条　　特許権等

本工事の固結工の施工にあたって、積算上 JEP 工法を見込んでいる。

本工法は特許を受ける権利に係わる工法である。

(1) JEP 工法：特許 4003944 号「地盤内流体噴射装置」

(2)本特許を受ける権利に係わる工法の実施にあたり、当該工法の実施者は、当該権利に係わる実施契約を締結するものとする。

第５９条　　新技術の活用「新技術の定義」

１．本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。

２．新技術の定義

新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。

① 技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術

② 公共工事等において実用段階に達している技術

③ 当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術

④ 実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術

３．対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

１）新技術情報提供システム（NETIS）登録技術

URL　http://www.netis.mlit.go.jp

２）NETIS のテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術

３）新技術導入促進（Ⅱ）型により活用する技術

４）新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術

対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「標準化推進技術」「普及促進技術」のいずれかに該当するものとする。

なお、NETIS 掲載期間終了技術は対象外とする。

第６０条　　新技術の活用（施工者選定型）

１．本工事は、施工者が原則１技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活

用工事である。

2．本工事において、第５７条　新技術の活用「新技術の定義」３．対象とする新技術に示す 1)～4)の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術が NETIS 登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。

3．受注者は、選定した新技術が第５７条　新技術の活用「新技術の定義」３．対象とする新技術に示す 1)～4)のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。

4．当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない

5．受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたり NETIS 申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。なお、試行調査に係る費用は NETIS 申請者が負担する。

6．試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS 申請者の負担とする。

7．受注者は、活用する新技術が情報種別記号「－ＶＥ」以外の NETIS 登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム(NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。

8．受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第６１条　　建設現場における遠隔臨場の実施

1．建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)と Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。

なお、遠隔臨場の実施にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）R5.3」を参考に実施するものとする。

URL　https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf

2．遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

3．実施内容

（１）段階確認・材料確認、立会での確認

① 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声をWeb 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものとする。

② 確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用するPCにて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に登録して保管する。（従来の立会資料の管理と同様とする。）

（２）動画撮影

動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわゆる「歩きスマホ」（カメラを手に持って歩きながら撮影）での撮影はしないこと。

動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮するものとする。

（３）機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）やWeb 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

なお、配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報共有システム（ASP）」、「Web 会議システム（teams、zoom 等）」等、何れのシステムを利用してよい。

（４）遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行うものとする。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

（５）フォローアップ調査

工事完了時に別紙様式-１９を監督職員へ提出するものとする。

また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示によるものとする。

（６）費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事実施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上するものとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上するものとする。

また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とするものとする。

（７）不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準　令和５年３月３日（国不建第578号）」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第６２条　　建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

１．建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

「遠隔臨場を活用した工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者（監督職員・検査職員）における「現場実地（現場臨場）の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）と Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』の内容に従い実施する。

２．遠隔臨場を活用した工事検査の対象

遠隔臨場を活用した工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における、工事実施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ、従来方法（対面書類検査、現場実地検査）を選択することも可能である。

凡例　○：遠隔臨場による工事検査の対象

	工事実施状況	出来形		品質		出来ばえ	
	書類	書類	実地	書類	実地	書類	実地
完成検査	○	○	○	○	○	○	○
中間技術検査	○	○	○	○	○	○	○
既済部分検査	○	○	○	○	○	○	○
完済部分検査	○	○	○	○	○	○	○

３．遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ判断する。

４．実施内容

（１）技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を実施するものである。

（２）機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものと

する。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

（３）遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。

（４）効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

（５）費用

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については、遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。

（６）不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和3年9月30日（国不建第273号）』等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第６３条　契約後ＶＥ方式

１．定義

「ＶＥ提案」とは、契約書第19条の２の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。

２．ＶＥ提案の意義及び範囲

１．受注者がＶＥ提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。

２．以下の提案は、ＶＥ提案の範囲に含まないものとする。

（１）施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。

（２）契約書第18条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。

（３）提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。

３．ＶＥ提案書の提出

１．受注者は、前項のＶＥ提案を行う場合は、次に掲げる事項をＶＥ提案書（別紙様式－１～４）に記載し、発注者に提出しなければならない。

（１）設計図書に定める内容とＶＥ提案の内容の対比及び提案理由

（２）ＶＥ提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）

（３）ＶＥ提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

（４）発注者が別途発注する関連工事との関係

（５）工業所有権等の排他的権利を含むＶＥ提案である場合、その取扱いに関する事項

（６）その他ＶＥ提案が採用された場合に留意すべき事項

２．発注者は、提出されたＶＥ提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

３．受注者は、前項のＶＥ提案を契約の締結日より、当該ＶＥ提案に係る部分の施工に着手する３５日前までに、発注者に提出できるものとする。

４．ＶＥ提案の提出費用は、受注者の負担とする。

４．ＶＥ提案の審査

提出されたＶＥ提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、ＶＥ提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。

５．ＶＥ提案の採否等

ＶＥ提案の採否について、原則として、ＶＥ提案の受領後 14 日以内に書面(別紙様式－５)により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、ＶＥ提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

６．ＶＥ提案を採用した場合の設計変更等

１．ＶＥ提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。

２．前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。

３．前項の変更を行う場合においては、ＶＥ提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の５に相当する金額(以下「ＶＥ管理費」という。)を削減しないものとする。

４．ＶＥ提案を採用した後、契約書第 18 条の条件変更が生じた場合、発注者がＶＥ提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、ＶＥ管理費については、原則として変更しないものとする。

７．ＶＥ提案の活用と保護

評定の結果、当該ＶＥ提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。

８．責任の所在

発注者がＶＥ提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、ＶＥ提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

第６４条　　生産性向上チャレンジ工事

１．試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

２．試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組みを実施することができる。

本取組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第５９条新技術活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。

３．工事成績評定

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

４．本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第６５条　六価クロム溶出試験

本工事は、「六価クロム溶出試験」の対象工事であり、下記に示す工種について、六価クロム溶出試験を実施し、試験結果(計量証明書)を提出するものとする。

なお、試験方法は、セメント及びセメント系固化材を使用した改良土等の六価クロム溶出試験要領によるものとする。また土質条件、施工条件等により試験方法に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

・六価クロム溶出試験対象工種名及び検体数

地盤改良工

配合設計段階４検体：ﾎﾞｰﾘﾝｸﾞ１本×４検体（Bc 層、Ac1 層,As1,層 Ac2-1 層）

施工後段階９検体　:ﾎﾞｰﾘﾝｸﾞ３本×３深度（上中下層）

合計１３検体

第６６条　出来高部分払方式

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、「出来高部分払方式実施要領」［国土交通省 HP　https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html　参照］に基づき行うものとする。

第６７条　現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務を建設コンサルタント等に委託する予定としている。

第６８条　南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒、巨大地震注意】発表時の対応

(1) 本工事の施工場所は、南海トラフ地震防災対策推進地域が含まれる工事である。

(2) 受注者は、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒、巨大地震注意】の発表時における、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業に対する措置の内容及び津波避難を含む作業員等の安全確保の方法について施工計画書に記載するものとする。なお、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域における工事にあっては、津波避難に関して施工計画書に記載するものとする。

(3) 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒】が気象庁から発表された場合には、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、あらかじめ定めた施工計画書の措置内容に基づき、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業について、工事請負契約書第 20 条等の規定に基づく発注者からの一時中止の通知があったものとして、警戒する措置が解除されるまでの間（１週間）は一時中止するものとする。その他の作業について、受注者は、改めて後発地震又は津波に備え作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、＜土木工事安全施工技術指針＞に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。

(4) 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震注意】が気象庁から発表された場合には、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、改めて後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、＜土木工事安全施工技術指針＞に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。

(5) 受注者は、南海トラフ地震臨時情報を受けて措置を行った場合においては、実施した内容について監督職員に報告するものとする。

(6) なお、南海トラフ地震臨時情報の発表があった場合は、後発地震及び津波の発生に備えるため必要に応じて、受注者は施工計画書の記載にかかわらず、工事の一時中止について監督職員と協議できるものとする

第６９条　施工体制調査員

本工事は、現場における施工体制の点検補助を建設コンサルタント等に委託する予定としている。

また、本工事の施工体制の点検を担当する施工体制調査員の氏名は、別途監督職員より通知する。

なお、施工体制調査員は、工事の情報共有システム（ＡＳＰ）により電子書類を閲覧し、点検を行うため、施工体制調査員を情報共有システム（ＡＳＰ）のユーザーに登録するものとする。（「閲覧のみ可能」で登録）

第７０条　施工体制の点検

1．受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成 12 年法律第 127 号　最終改正令和 6 年 12 月 13 日）第 15 条 3 により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。
2．施工体制の点検員は当該工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。
3．施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職（施工体制調査員）、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
4．当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
5．施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。
6．施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム（ＡＳＰ）により「閲覧」し、点検する。
7．施工体制調査員は、第１回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入しているＷＥＢ会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。
ただし、立会や打合せ等においてＷＥＢ会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地での点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

第７１条　品質証明

本工事は、品質証明対象工事とする。なお、提出様式は別紙様式－１２によるものとする。

第７２条　工事完成図書の納品

1．本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領(令和５年３月)：(以下「要領」という。)」に基づいて作成した電子データを指す。
「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。
なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】(令和６年３月)」を参考とするものとする。
2．本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うも

のとする。
オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。
なお、オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。

3．成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

第７３条　書類限定検査

1．本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定検査」の対象である。

2．書類限定検査とは、検査時に下記の１０書類に限定して資料検査を行うものとする。

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳（下請引取検査書類を含む）	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿（協議）	⑧品質規格証明資料
④工事打合せ簿（提出）	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿（承諾）	⑩工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。
・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」は対象外
・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外

3．実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第７４条　ウイルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第７５条　無人航空機を使用する際の情報流出防止策

1．本業務（工事）において、無人航空機を使用する場合には、以下に掲げるような情報流出防止策を講じること。ただし、本業務（工事）が、「政府機関等における無人航空機の調達等に関する方針について」（令和２年９月１４日、関係省庁申合せ）に示す重要業務に該当しないことが明らかであって、業務（工事）の性質に応じて当該策を講じることが困難な場合、調査職員（監督職員）と協議の上、可能な限りの策を講じた上で、当該策を講じないことができるものとする。
ア インターネットへの接続については、ソフトウェアアップデート等に必要な最小限度とし、飛行中は接続しない。

イ インターネットに接続する場合も、データが流出しないよう、撮影動画等のクラウドへの保存機能を停止する、機体内部や外部電磁的記録媒体に保存されている飛行記録データや撮影動画等を飛行終了後確実に消去する。

２．前項の情報流出防止策によって業務（工事）の実施等に支障が生じる恐れがある場合は、調査職員（監督職員）と協議すること。

第７６条　標高成果の改定

本工事の図面は、旧標高（測地成果 2011）で作成しているが、施工にあたっては新標高（測地成果 2024）を用いるものとする。

工事測量で使用する距離標の基準点の標高成果は水準点標高に準拠しているため、標高補正パラメータによる測地成果 2024 への補正計算においては、国土地理院より提供されている「測地成果 2024 移行のための水準点標高補正パラメータ（hyokorevBM_jgd2024_h.par）を用いるものとする。（国土地理院 HP: https://www.gsi.go.jp/sokuchikijun/hyoko2024rev_param.html）

なお、補正計算結果については、監督職員と協議するものとする。

これにより難い場合又は、新標高換算にあたり確認事項がある場合は、必要に応じて、監督職員と協議するものとする。

第７７条　直轄土木工事における賃金・労働時間等の実態調査（試行）（受注者希望方式）

１．本工事は、受注者の協力の下、賃金・労働時間・労務費（以下「賃金・労働時間等」という。）の実態を調査する試行工事である。

２．受注者は、契約締結後、賃金・労働時間等の実態調査に協力する意向がある場合には、実態調査に協力する工種・種別・細別（以下、「工種等」という。）を発注者へ報告するものとする。

３．発注者は、実態調査に協力する工種等の報告を受けた工種等より調査対象を選定するとともに、調査対象工種等の施工が完了した後、受注者は、別途監督職員より通知される実態調査要領に基づき資料を提出するものとする。

４．発注者は、提出された資料をもとに賃金、労働時間等の実施率・達成率を算出後、積算上の作業時間を示した資料を提出するとともに、賃金、労働時間等の実施率・達成率を工事完成検査後に受注者、下請業者（注文者）、下請業者（使用者）に通知するものとする。

第２章　個人情報の取り扱いについて

（基本的事項）

第７８条　　受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）第 66 条第２項第１号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない

（秘密の保持）

第７９条　　受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（取得の制限）

第８０条　　受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

（利用及び提供の制限）

第８１条　　受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

（複写等の禁止）

第８２条　　受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

第８３条　　受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）第 66 条第２項第４号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさ

せなければならない。

（事案発生時における報告）

第８４条　　受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（資料等の返却等）

第８５条　　受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙－２）を発注者に提出しなければならない。

２　前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する。

（管理の確認等）

第８６条　　発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

（管理体制の整備）

第８７条　　受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

（従事者への周知）

第８８条　　受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第３章　土木工事材料

第８９条　　鋼材

鋼矢板はJIS A 5523-SYW295を使用するものとする。

第９０条　　セメント

深層混合処理のセメント使用量については下表のとおりとする。

セメント等種別	使用量区分
普通ポルトランドセメント（低強度）	１，０００ｔ未満

第９１条　芝

芝は野芝とする。

第９２条　埋設表示

埋設標の設置間隔は最大５０ｍとし、ハンドホールの両端に設置するものとする。なお、矢印（赤色）で方向を示すとする。なお、既設の埋設表示を再利用して設置するものとする。

第９３条　埋設シート

１．シートの折り込み倍率は２倍とし、固定方法はスポット及び溶着止めとし、水抜き可能とする。
２．シート幅は６００ｍｍとし、１巻きの長さは５０ｍとする。
３．色は地色を赤、文字色を黒とする。なお、文字はポリエチレンフィルムに裏面印刷とする。
４．連絡先を印刷した紙をポリエチレンフィルムで覆い、約２ｍ間隔でシートを固定するものとする。

第９４条　断熱材

光ケーブル配管工に使用する断熱材の仕様については、下記のとおりとする。

1)曲げ強さ：3.9N/mm2以上
2)熱伝導率：0.12W/m・k以下

第４章　一般施工

第９５条　　構造物撤去・復旧工

１.構造物撤去工については、Co 削孔　φ300 を見込んでいる。

２.復旧工については、無収縮モルタルによる復旧を見込んでいる。

第９６条　　作業土工

床掘り等による土砂等の仮置きは、鶴見川左岸-1.2km 付近（横浜市鶴見区末広町地先）にある末広資材置場まで陸上運搬（運搬距離 L=3.7 km）するものとする。現場条件等により、設計および施工方法に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

第９７条　　矢板工

鋼矢板（10H 型）については、油圧工法による打込みを見込んでいる。

上記により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第９８条　　固結工

１．本工事で施工する高圧噴射攪拌工法は逸泥防止用鋼矢板打設後に行う。また、設計図書に基づき施工するものとするが、現地の状況を十分把握し、安全性、細部構造等については、受注者において十分検討のうえ、設計図書により難い場合は、監督職員と協議するものとする。なお、当初における契約数量は、数量総括表に基づくものとする。

また、本施工においては、堤防本体の改良を行うことから、排泥量が少なく、施工時の変位影響の低減を期待できる工法とし、積算では三重管方式による JEP 工法を想定している。使用水の確保として、河川水の採取を行ってよいものとする。

２．上記の決定にあたっては、①、③を見込んでいるが、②設計基準強度については遵守するものとする。なお、下記条件①②③に変更が生じた場合には、監督職員と協議するものとする。

①　設計条件

層	層　厚(m)	γ (kN/m3)	φ (°)	c (kN/m2)
BS	2.6	20.0	30.4	0.0
Ac1	0.4	19.0	0.0	38.4
As1	5.7	19.7	34.6	0.0
Ac2-1	3.4	17.1	26.8	36.1

②　設計基準強度

工　法　名	改良範囲	一軸圧縮強度	改　良　率
高圧噴射工法	No.52～No.53	q u-200kN/m2	50.0%以上

③　標準配合

工　法	改良範囲	固化材	水	混和剤	備　考
高圧噴射工法	No.52～No.53	550 kg/m3	816L	10kg/m3	硬化材（低強度）1m3 当たり

3．標準配合量は上記を想定しているが、施工に先立ち、配合試験を行い、決定するものとする。なお、室内配合試験の結果、添加量が変更になった場合は設計変更の対象とする。１日以上経過した後に打設するものとする。

4．高圧噴射工法打設箇所の施工手順として、既設構造物や川裏側の住宅地に配慮して打設順序を決定するものとし、堤防の縦断方向・横断方向に隣り合う杭は１日以上経過した後に打設するものとする。

5．特記仕様書第９６条 汚泥処理に準じるものとする。

第９９条　　電気通信設備

1．光ファイバーケーブルの新設及び移設等付け替えにあたっては「電気通信設備工事共通仕様書（令和２年３月）」及び、「光ファイバーケーブル施工要領・同解説（平成２５年版）」に基づき適切な施工を行うものとする。

2．電気通信機器の移設等付け替えにあたっては、受注者の責任において、機器と光ファイバーケーブルの撤去・接続を確実に行い、撤去期間中は適切に保管するものとする。

3．撤去した既設の光ケーブルについては鶴見川右岸 2.9km 資材置場（神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央２丁目地先）へ運搬（運搬距離 L=2.0km 以下）・仮置きし、復旧時には施工箇所へ運搬（運搬距離 L=2.0km 以下）・再利用するものとする。

第１００条　汚泥処理

本工事の施工に伴い発生する建設汚泥の処理については、下記を見込んでいる。

１．汚泥処理施設の名称及び所在地

（１）受け入れ施設：栄伸産業株式会社

（２）受け入れ所在地：神奈川県川崎市川崎区扇島 5-10 ほか

（３）受け入れ時間：8 時 00 分～17 時 00 分

上記の施設については、積算上の条件明示であり、処理方法、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する処理方法、処理施設と異なる場合でも設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

第１０１条　堤体及び堤内地状況の監視

地盤改良工の施工にあたっては、高圧噴射攪拌時に堤体及び堤内地地盤への影響について常時監視を行うものとし、施工計画書に記載する。また、堤体等に変 状

が見られた際には速やかに報告するものとする。なお、監視員の配置や計測等 が必要となる場合については監督職員に協議するものとする

第１０２条　仮設工

1．本工事の仮設にあたっては、現地の状況を十分把握し、安全性、経済性、細部構造等については受注者において十分検討を行い、受注者の責任において決定し、施工するものとする。
2．本工事の仮設（注入設備据付箇所）にあたっては、防音措置を図ること。
3．本工事の仮設（注入設備据付箇所）として、施工範囲内の鶴見川堤防天端を使用できるものとする。なお、芦穂橋から鶴見橋までの区間の左岸堤防天端道路は全面通行止めとする。
4．本工事の仮設において、支障物が発生した場合は、監督職員と協議の上、設計変更の対象とする。
5．敷鉄板は当初見込んでいないが、現地精査等により設置が必要な場合は、監督職員と協議するものとする
7．現場条件等により、設計および施工方法に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする

第１０３条　事前・事後ボーリング

地盤改良工事の配合検討及び液状化の照査等を行うための事前ボーリング及び、品質確認・出来形確認のための事後ボーリングを行うものとする。

１．事前ボーリング

ボーリング本数：１本

工　種	規　格	数量
		JEP 工法　(1 本)
機械ﾎﾞｰﾘﾝｸﾞ（ﾉﾝｺｱﾎﾞｰﾘﾝｸﾞ）	粘性土φ86	―
	粘性土φ116	3.8m
	砂質土φ116	8.1m
足場仮設	平坦地足場	1 箇所
ｻﾝﾌﾟﾘﾝｸﾞ	ｼﾝｳｫｰﾙｻﾝﾌﾟﾘﾝｸﾞ	2 試料 (Ac1 層×1 本、 Ac2-1 層×1 本)
	ﾄﾘﾌﾟﾙｻﾝﾌﾟﾘﾝｸﾞ	2 試料 (Bs 層×1 本、 As1 層×1 本)
標準貫入試験		12 回
土の粒度試験	ふるい分析	12 試料

土の液性限界試験		12 試料
土の塑性限界試験		12 試料
解析等調査		1 式

(1) 事前ボーリングにて行う項目については以下のとおりとする。

1) 配合試験用試料及び六価クロム溶出試験用試料の採取

2) 原位置試験、室内土質試験

※掘孔深度１ｍ毎に実施するものとする。

3) 解析等調査

「河川構造物の耐震性能照査指針・解説（平成 24 年２月）」及び「レベル２地震動に対する河川堤防の耐震点検マニュアル」に準拠して、液状化層の層厚を照査するものとする。

① 資料整理とりまとめ（資料の観察、ボーリング柱状図の作成）

② 断面図等の作成：(地質横断図・縦断図の作成)

③ 総合解析とりまとめ

＜液状化判定＞

細粒分含有率 FC35%以下の土層、又は、FC が 35%を超えても塑性指数 Ip が 15 以下の土層

１）液状化層の照査（高圧噴射工法）

解析等調査により液状化層の層厚を照査した結果、設計図書と異なる場合は、必要に応じて追加ボーリングを実施し、土質縦断変化点の確認を行うものとするが、詳細については監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。なお、液状化層の照査結果により、高圧噴射工法の改良長の照査を行うものとする。

２．事後ボーリング

(1) 品質管理用

ボーリング本数：３本

工　種	規　格	数量
		３本
機械ﾎﾞｰﾘﾝｸﾞ（ｵｰﾙｺｱﾎﾞｰﾘﾝｸﾞ）	軟岩土φ76	35.7m
足場仮設	平坦地足場	３箇所

※ボーリング１本につき、上中下それぞれ１箇所、計３カ所から供試体を作成し、１軸圧縮試験を行うものとする。

(2) 出来形確認用

ボーリング本数：８本（高圧噴射工法　：８本（２箇所×４本））

工　種	規　格	数量
		２本
機械ﾎﾞｰﾘﾝｸﾞ	軟岩土φ76	35.7m

(ｵｰﾙｺｱﾎﾞｰﾘﾝｸﾞ)		
足場仮設	平坦地足場	２箇所

３．ボーリング位置の詳細については、監督職員と協議するものとする。
４．ボーリングが予定深度まで達した時点で、監督職員の検尺をうけるものとする。
５．高圧噴射工法施工箇所に掛かる事前ボーリング、事後ボーリング実施後は、調査孔閉塞を実施するものとする。

第５章　無筋・鉄筋コンクリート

第１０４条　　モルタル

充填剤として使用するモルタルは、セメント系無収縮モルタルで圧縮強度:24N/mm2 以上とする。

第６章　その他

第１０５条　　震災対策

１．地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
２．地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第１０６条　地震発生後の建設工事現場の点検について

地震発生後の建設工事現場の点検実施及び報告時期については、以下によることとする。

① 気象庁地震計で震度４の地震が発生した場合。
　イ）現場稼働日（開庁日）の夜間に発生した場合には、翌現場稼働日（開庁日）の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。
　ロ）現場休工日（閉庁日）に発生した場合には、翌現場稼働日（開庁日）の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。
　※開庁日に現場が休工であった場合は開庁日を優先して判断し建設工事現場の点検を行うこと。
② 気象庁地震計で震度５弱以上の地震が発生した場合。
　夜間・現場休工日（休祭日）に関わらず直ちに点検。点検結果については、速やかに監督職員へ報告。

第１０７条　工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

第１０８条　　特定外来生物の対応

本工事施工にあたり、工事区域内で「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」による特定外来生物が確認された場合は、速やかに監督職員に報告するものとし、対応については監督職員の指示によるものとする。

第１０９条　　完成図

１．工事完成図を下記により作成し、監督職員に提出するものとする。
２．表紙は、茶色　#583822（令和８年度）としダイヤスカーフまたはこれと同等品以上のものとする。また、文字は白字とする。
３．完成図の提出部数は、３部（A-4 版）とする。

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	□ 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。 □ 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。 ■ 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期。 □ 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲。 ■ 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 □ 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間。 □ 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。	第５６条 第５１条
用地関係	□ 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期。 □ 工事用地等の使用終了後における復旧内容。 □ 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。 □ 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。	
公害関係	■ 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。 □ 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間。 □ 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）。 □ 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等。	第４７条、第４８条
安全対策関係	□ 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間。 □ 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容。 □ 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容。 ■ 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容。 □ 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容。	第３８条
工事用道路関係	一般道路を搬入路として使用する場合 □ 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等。 □ 搬入路の使用中及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容。 仮道路を設置する場合。 □ 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間。 □ 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去）。 □ 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容。	
仮設備関係	□ 仮桟留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等。 □仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法 □仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容。	

明示項目	明示事項	記載条項
建設副産物関係	□ 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件。 □ 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容。 ■ 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件。	第２６条
工事支障物件等	□ 地上、地下等の占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等。 □ 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等。	
薬液注入関係	□ 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等。 □ 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容。	
その他	□ 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等。 □ 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等。 □ 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等。 ■ 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容。 □ 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件。 □ 工事用電力等を指定する場合は、その内容。 □ 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容。 □ 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期。 □ 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等。	第５６条

別紙－5

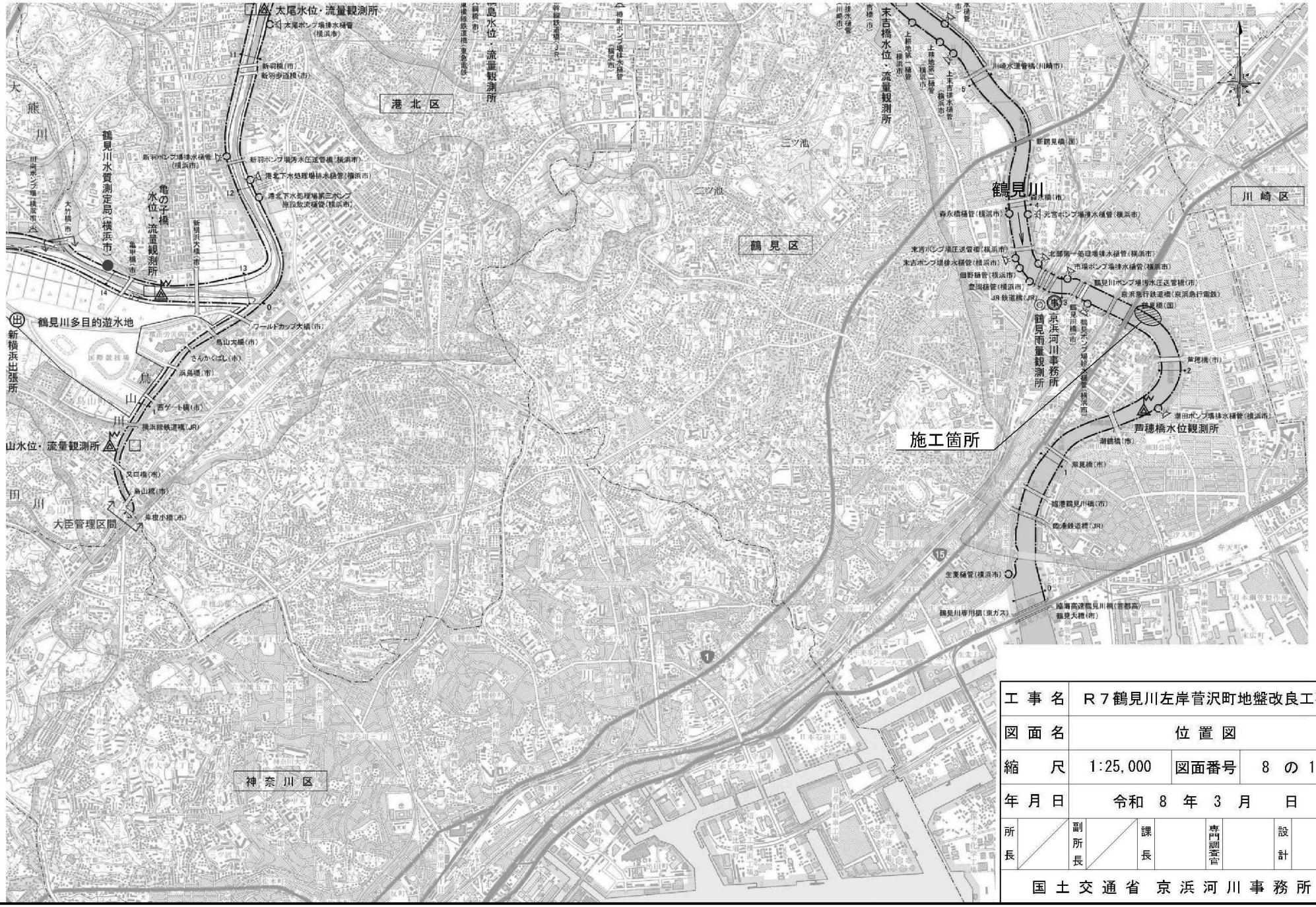
概略工事工程表

工事名 ： R7鶴見川左岸菅沢町地盤改良工事

工　種		単位	数　量	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	備考
準備		式	1									･40日間
固結工		式	1									(1pt)
矢板工		式	1									(1pt)
光ケーブル工		式	1									(1pt)
仮設工		式	1									(1pt)
後片付け		式	1									･20日間
制約条件	年末年始、お盆	―										･12月下旬～1月上旬 ･8月中旬
	出水期間	―										･6月1日から10月31日
雨休率の適用		準備･後片付けを除く、雨休率(猛暑日補正有り)を適用										

位　置　図

S=1:25,000

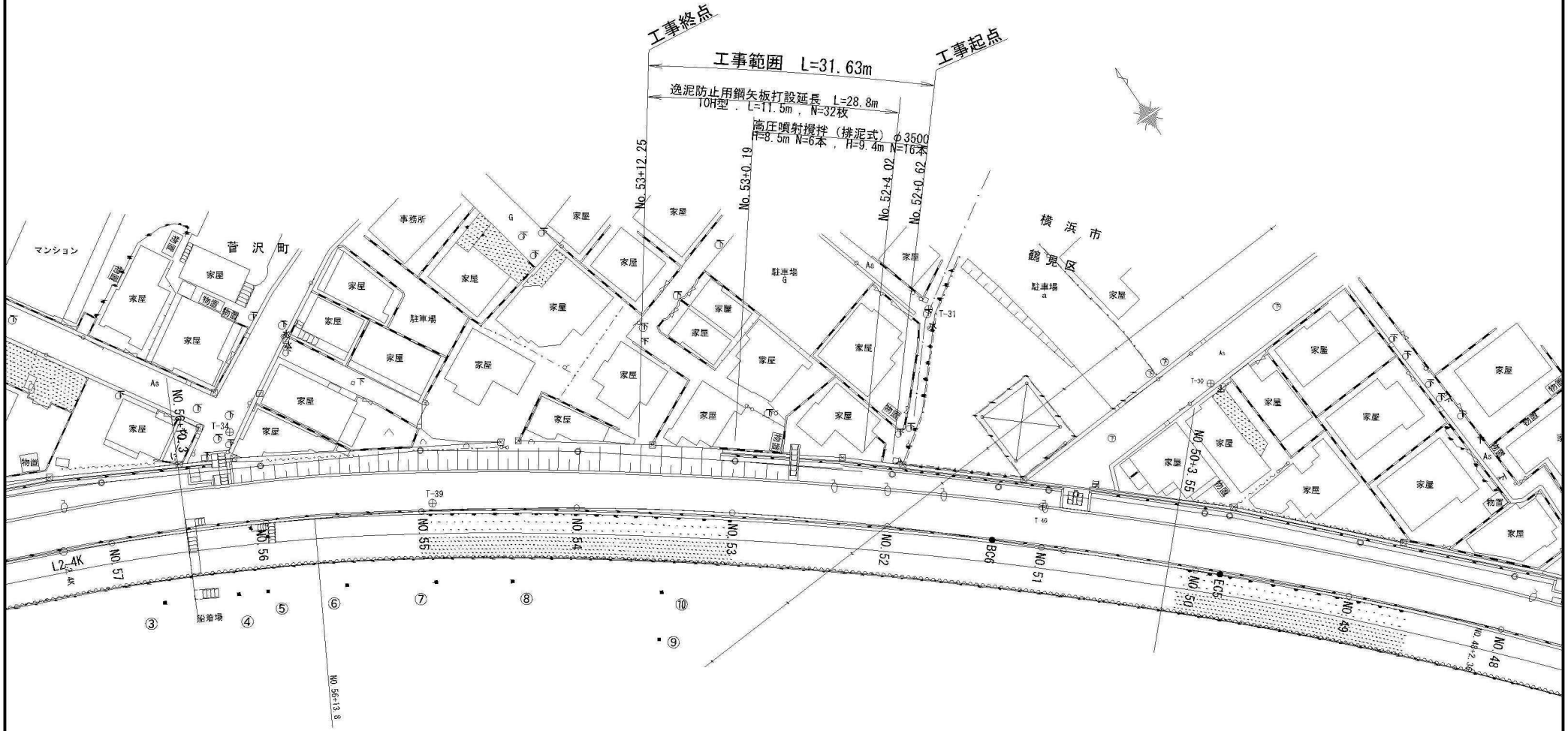


工事名	R７鶴見川左岸菅沢町地盤改良工事								
図面名	位置図								
縮尺	1:25,000	図面番号	8 の 1						
年月日	令和 8 年 3 月 日								
所長		副所長		課長		専門調査官		設計	

国土交通省 京浜河川事務所

全体平面図

S=1:250

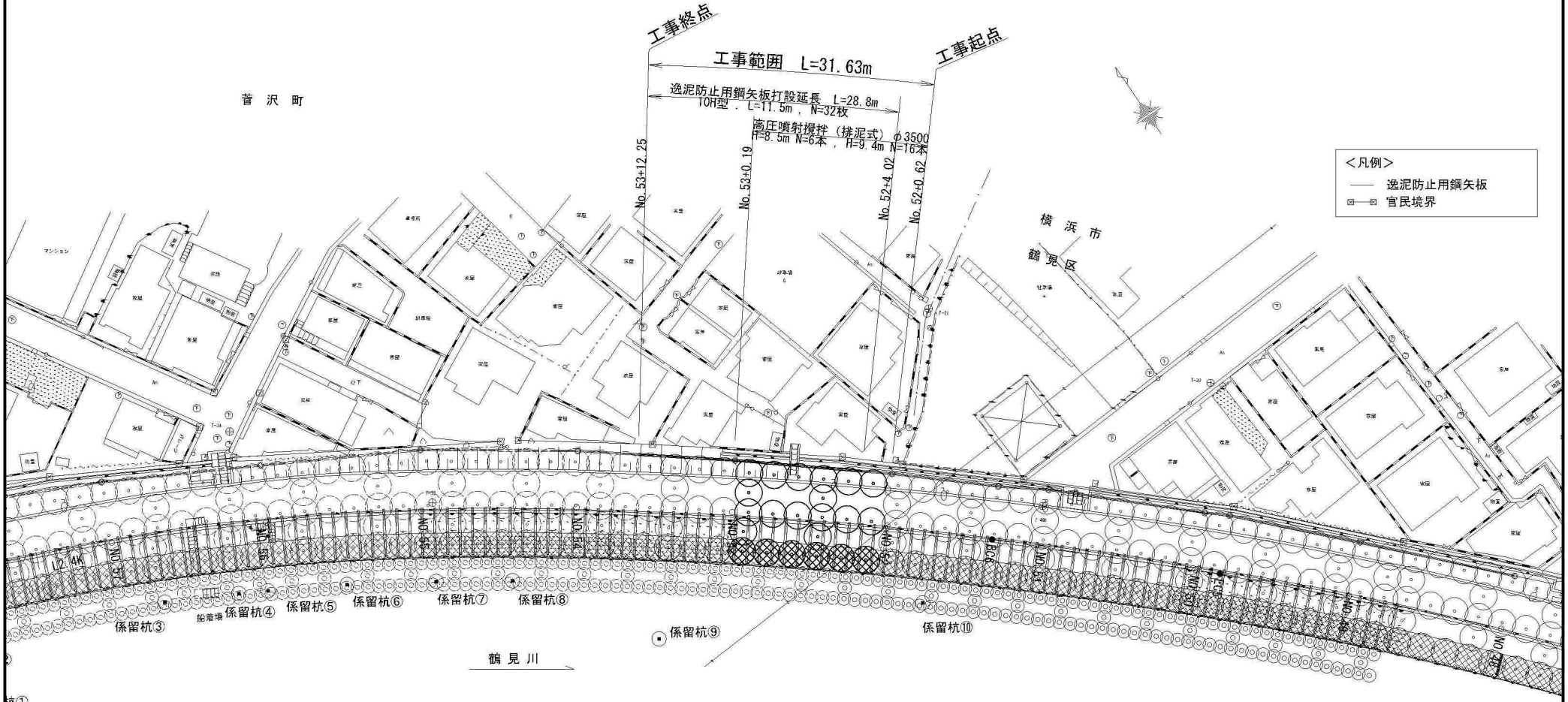


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R７鶴見川左岸菅沢町地盤改良工事		
図面名	全体平面図		
縮尺	1:250	図面番号	8 の 2
年月日	令和 8 年 3 月 日		
設計会社名	東京コンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 京浜河川事務所		

地盤改良工計画平面図

S=1:250



杭①
）　L=15000（突出7m～8m程度）

鋼矢板　数量表

鋼矢板	長さ (m)	本数 (枚)
逸泥防止用鋼矢板 (10H型) ———	11.5	32

地盤改良工　数量表

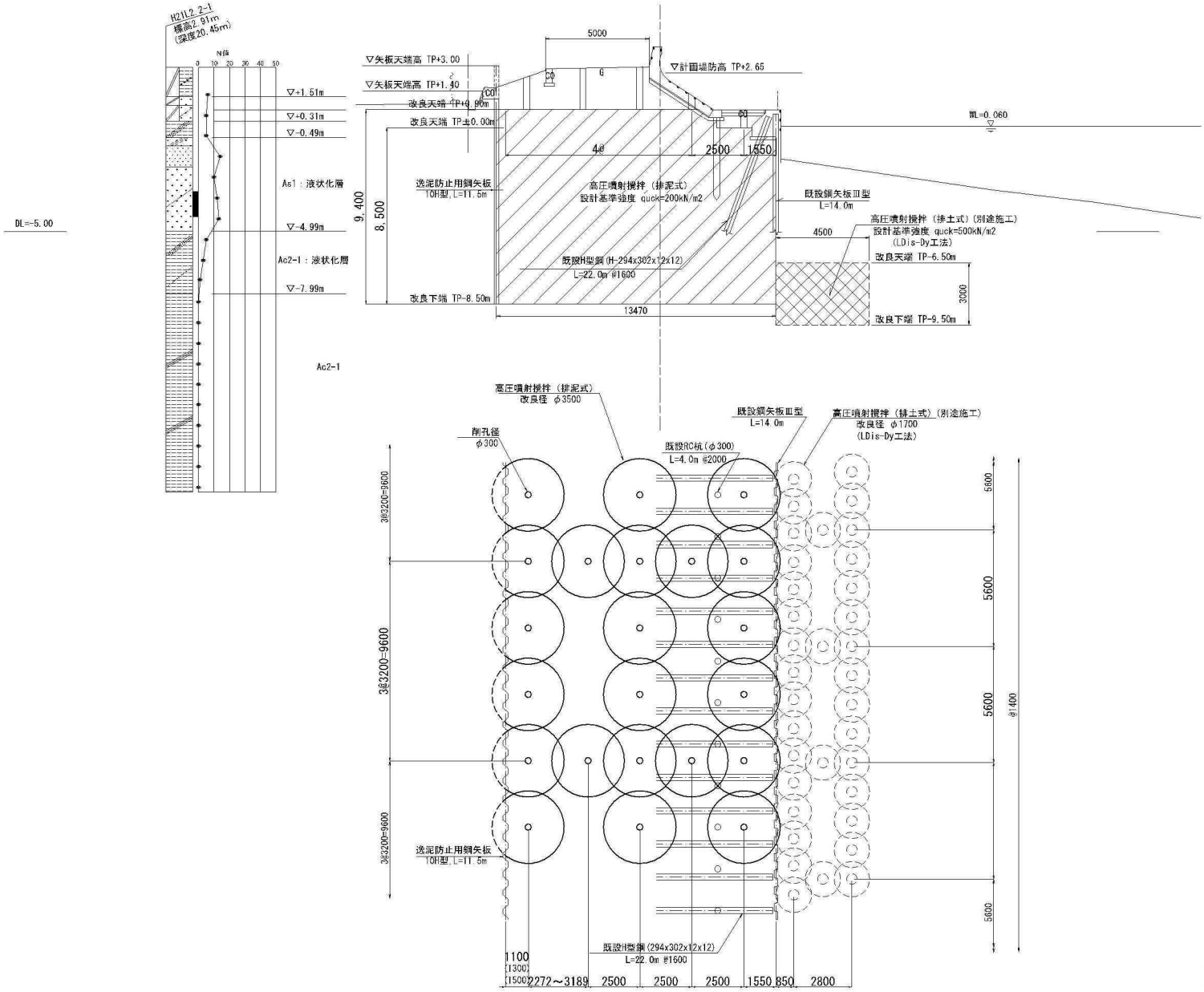
地盤改良工	改良径 (m)	本数 (本)	改良長 (m) 1本当たり	改良長 (m) 延長
高圧噴射撹拌（排泥式）(φ3500)	3.50	16	9.4	150.4
高圧噴射撹拌（排泥式）(φ3500)	3.50	6	8.5	51.0

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R７鶴見川左岸菅沢町地盤改良工事
図面名	地盤改良工計画平面図
縮尺	1:250　図面番号　8 の 3
年月日	令和 8 年 3 月 日
設計会社名	東京コンサルタンツ株式会社
事務所名	国土交通省 京浜河川事務所

地盤改良工標準横断図

S=1:100



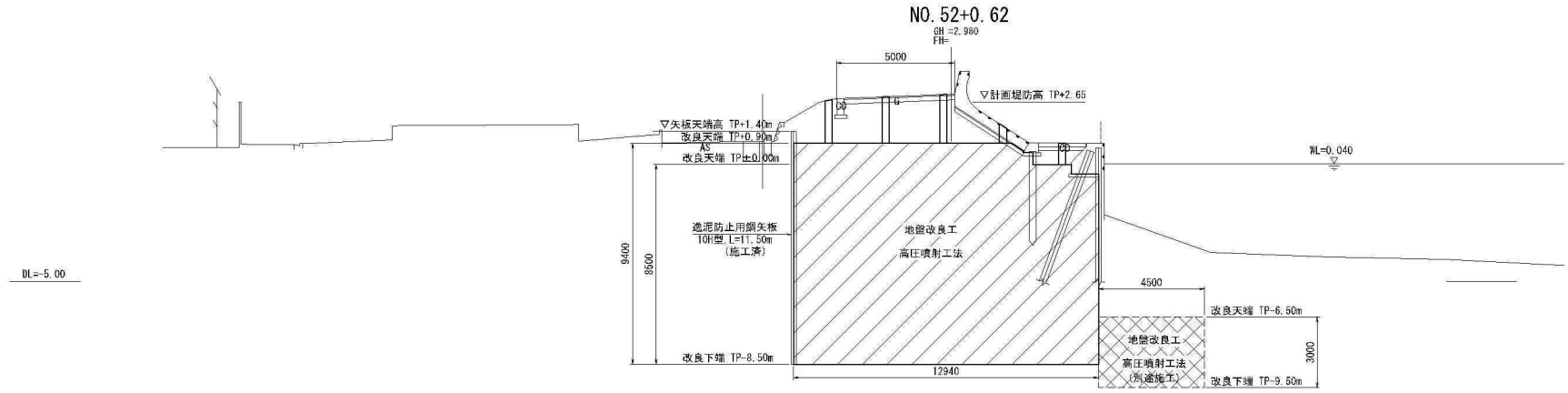
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R７鶴見川左岸菅沢町地盤改良工事
図面名	地盤改良工標準横断図
縮尺	1:100
図面番号	8 の 4
年月日	令和 8 年 3 月 日
設計会社名	東京コンサルタンツ株式会社
事務所名	国土交通省 京浜河川事務所

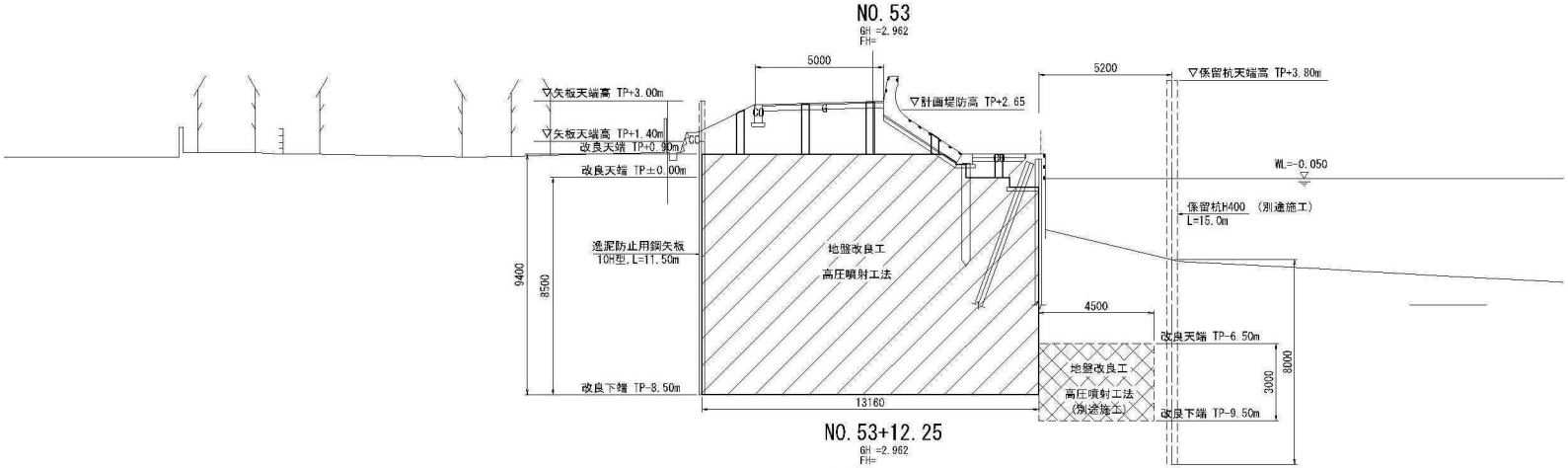
横　断　図

S=1:100

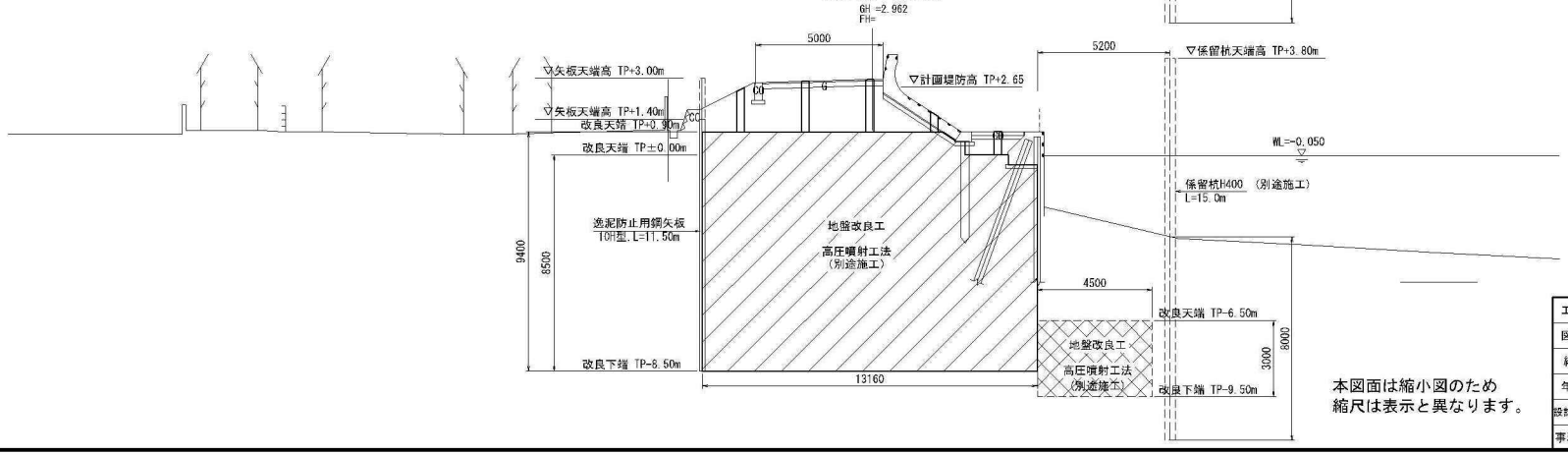
NO.52+0.62



NO.53



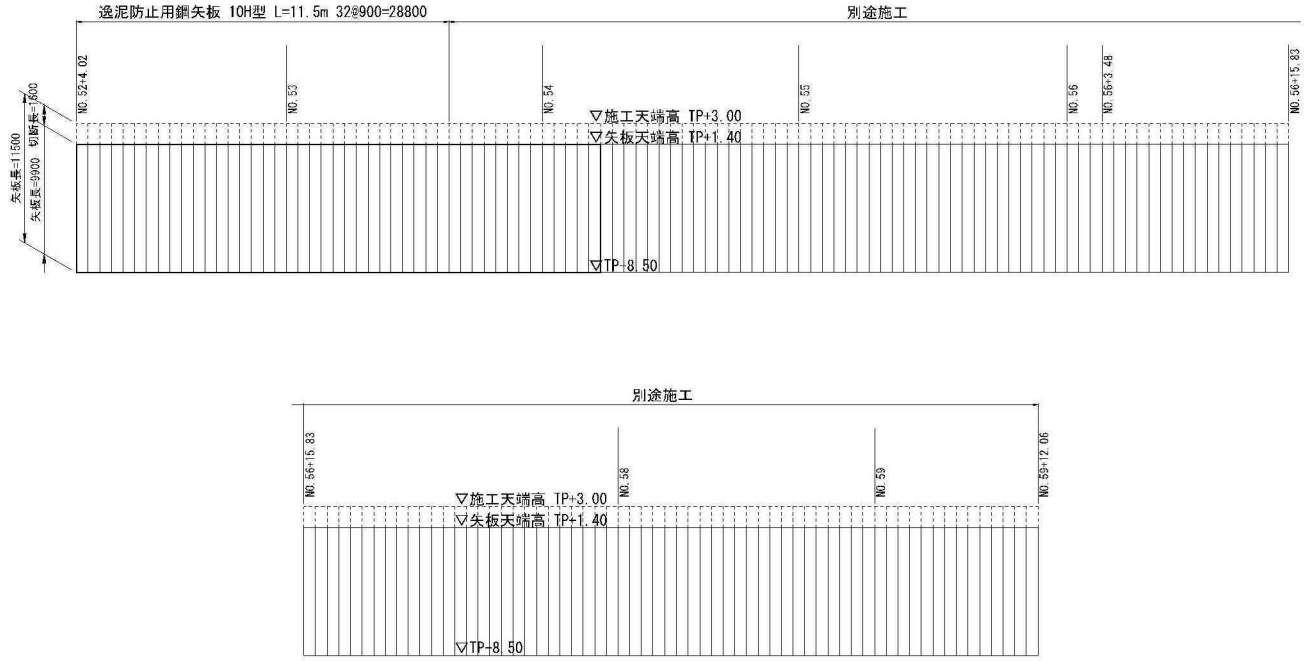
NO.53+12.25



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R７鶴見川左岸菅沢町地盤改良工事		
図面名	横　断　図		
縮　尺	1:100	図面番号	8 の 5
年月日	令和 8 年 3 月 日		
設計会社名	東京コンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 京浜河川事務所		

逸泥防止用鋼矢板展開図　S=1:200

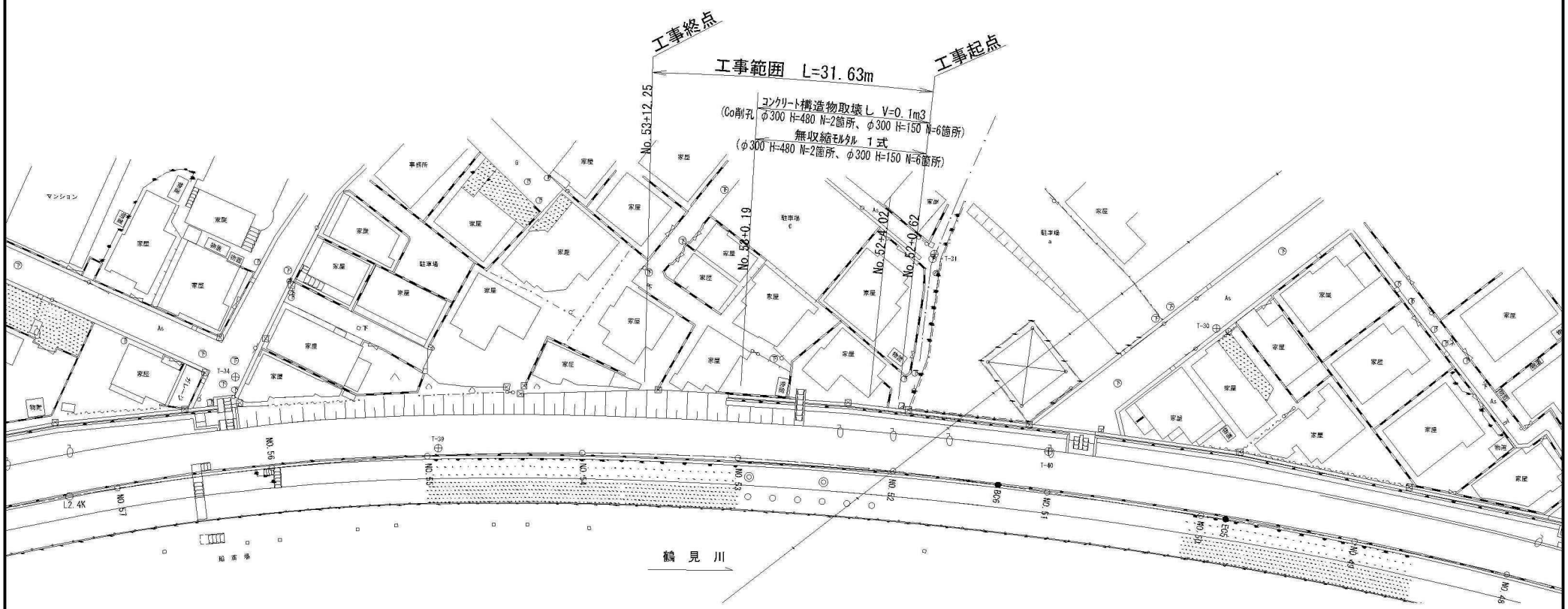


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

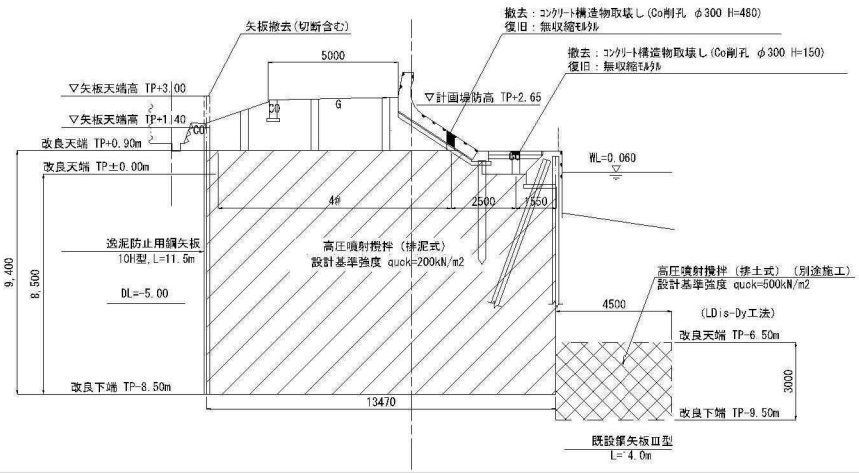
工事名	R７鶴見川左岸菅沢町地盤改良工事
図面名	逸泥防止用鋼矢板展開図
縮尺	1:200　図面番号　8 の 6
年月日	令和 8 年 3 月 日
設計会社名	東京コンサルタンツ株式会社
事務所名	国土交通省 京浜河川事務所

撤去・復旧図（１）

S=1:250



標準断面図 S=1:100



凡　例

◎　Co削孔φ300 H=480(川表法面)

○　Co削孔φ300 H=150(川表平場)

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

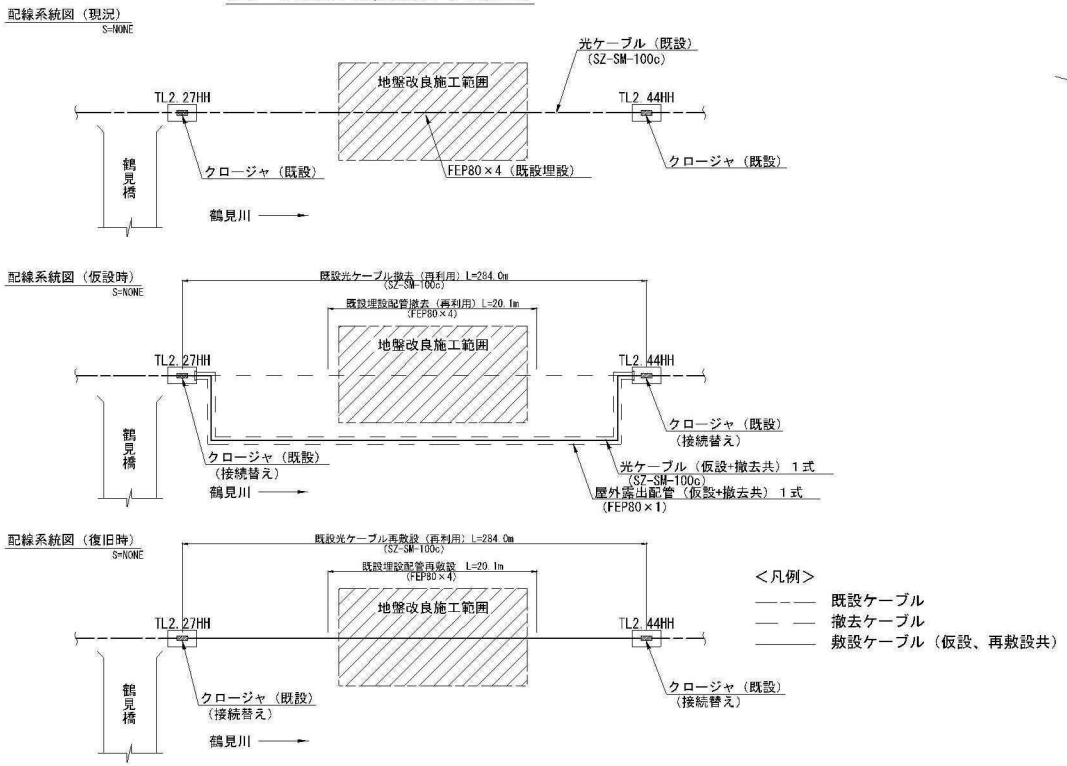
工事名	R７鶴見川左岸菅沢町地盤改良工事		
図面名	撤去・復旧図（１）		
縮尺	図示	図面番号	8 の 7
年月日	令和 8 年 3 月 日		
設計会社名	東京コンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 京浜河川事務所		

撤去・復旧図（２）

S=1:400



光ケーブル配管・配線模式図（FEP80×4）



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R７鶴見川左岸菅沢町地盤改良工事
図面名	撤去・復旧図（２）
縮尺	1:400
図面番号	8 の 8
年月日	令和 8 年 3 月 日
設計会社名	東京コンサルタンツ株式会社
事務所名	国土交通省 京浜河川事務所